

社団法人 日本図書館協会 図書館学教育部会

会 報 第 104 号

2013 (平成25) 年 10 月 2 日 発行 編集・発行 図書館学教育部会

変 革 と 共 同

小田 光宏 (おだ・みつひろ)
青山学院大学教育人間科学部

2013年4月より、部会長となりました小田光宏です。今期(第28期)の活動を始めるにあたって、二つの所信を記し、部会員のみなさまへの就任挨拶といたします。

一つは、本部会の情勢に関係します。キーワードは「変革」です。本部会は数十年にわたり、図書館情報学教育に携わる者を構成員とする組織として、司書養成のための教育課程(科目)の提案、『日本の図書館情報学教育』の編集・発行、各種の研究集会の実施などにより、教育環境の充実・向上を図るとともに、教員の教授技能の開発に資する取り組みをしてまいりました。しかし、過去十年間を振り返ると、母体である日本図書館協会の組織基盤の弱体化とも相まって、活動の成果が十分に展開できているとは言い難い状況です。とりわけ、会員の量的減少と質的変容は明らかであり、往年のようにマンパワーを結集できていません。本部会の運営が曲がり角に来ているとの認識を持たざるを得ません。それゆえ、今後、日本の図書館情報学教育に果たす当部会の役割について、中長期的な展望を含めた将来構想を検討したいと考えます。これにより、当部会の存在意義を明らかにし、図書館情報学教育に携わる者の活動を支える基盤組織に再びなることを目指します。また、他の諸団体による図書館情報学教育への対応について精査し、各団体との連携や統合をも視野に収めた具体的な方策を提示したいと考えます。

もう一つの所信は、国外に目を向けた活動に関係します。キーワードは「共同」です。日本図書館協会は、日本における図書館の全国的な専門職団体であることは言うまでもありません。国際図書館連盟(IFLA)においても、数々の部会・委員会にメンバーを推薦し、送り出しています。私自身も、教育・研修部会(SET: Section of Education and Training)の常任委員会の一員となっており、世界の図書館情報学教育の多様性と検討すべき課題に触れる機会を得ています。大きな話題の一つは、国の枠組みを超えた図書館情報学教育の推進です。EU内での先進的な実践もさることながら、近年ではアジア圏でも、教育課程の標準化や資格制度の共通化を目指した構想が登場しています。今後、図書館情報学教育の在り方に関して、国際化という視点に基づく議論を進めていくことは、日本においても重要でしょう。当部会でも、この課題に取り組み、図書館情報学教育の新しい形態を模索したいと考えます。

部会員のみなさま、この部会を共に変えて参りましょう。ご理解、ご協力、よろしくお願い申し上げます。

目次

変革と共同（小田光宏 第28期JLA図書館学教育部会会長、青山学院大学教授）	1
アントネッラ・アンニョリ氏特別講演会	
講演『『知の広場』の著者が誘う欧州図書館紀行』報告（アントネッラ・アンニョリ）	2
質疑応答	8
参加者の感想 経済危機を防ぐのは読書である（須永和之）	11
よその国の話ではなかった「欧州図書館紀行」（須賀千絵）	12
『『知の広場』の著者が誘う欧州図書館紀行』を聴講して（橋本るり）	12
参加者のアンケートから	14
2013年度 図書館学教育部会総会が開かれました	14
2013年度 第1回研究集会（テーマ：司書課程における図書館実習の位置づけ）の報告	19
発表(1) 「図書館実習の実態—当該科目の開講にむけて—」 （川原亜希世 近畿大学准教授、JLA図書館学教育部会幹事）	19
発表(2) 「公立図書館での実習—府中市立図書館の場合—」 （坪井茂美 府中市立図書館課長補佐兼サービス係長）	21
発表(3) 「国立国会図書館図書館情報学実習について」 （松井俊 国立国会図書館関西館図書館協力課研修交流係長）	24
質疑応答	26
参加者の感想 「ダウンサイジング」（柳 勝文）	27
「図書館実習の実態と課題」（早野喜久江）	28
参加者のアンケートから	28
トピックス「IFLA図書館情報学専門職教育プログラムのためのガイドライン」（日本語訳）	30
2013年度 全国図書館大会第13分科会のご案内	36

アントネッラ・アンニョリ氏 特別講演会 『『知の広場』の著者が誘う欧州図書館紀行』報告

日 時：2013年5月30日（木） 10:45～12:30
場 所：明治大学和泉キャンパス 第1校舎 地階007教室
共 催：明治大学図書館情報学研究会
同時通訳：多木陽介氏
参 加 者：138名

日本図書館協会図書館学教育部会では、特別講演会として、明治大学図書館情報学研究会と共催し、『知の広場：図書館と自由』（萱野有美訳、みすず書房、2011年）の著者アンニョリ・アントネッラ氏をお迎えし、世界の図書館事情についてご紹介いただきました。以下、講演の模様を掲載いたします。

アンニョリ：イタリアでも、図書館の専門でお仕事をされている方と学生さんたちがこんなに混ざった会でお話することは非常に珍しいです。今日が日本で4回目の講演の機会です。まだ数日ですけれども、日本に来てから非常に素晴らしい経験をしています。

この素晴らしい土地で大変貴重な経験をしていることを喜んでおります。

[イタリアの図書館制度]

今日はまず、イタリアの図書館の現状からお話しします。まず国のものとして二つあります。国立中央図書館と言われるものがフィレンツェとローマにあります。そのほかにやはり国立の名前を冠した図書館が33ほどあります。それから県立図書館がありますが、いまイタリアでは、国と州の間に入る自治体としての県を削減していこうという動きもあります。それから市立図書館があります。このほかに大学図書館、宗教団体の図書館、学校図書館があります。それに加えて

歴史などの資料館が非常に多くあります。資料館には政党に所属するもの、多くの組織・協会が持っているところがあります。これらのあり方というのは、日本でも同じだと思いますが、それぞれの団体に所属しながら機能を果たしているものです。

もう何年も前からイタリア図書館協会 (Associazione Italiana Biblioteche: AIB) では国で統一された法律を求めようとしてきました。どういう法律かと言うと、国レベルでのコーディネート・協力体制を、これらのいろいろなレベルの図書館の間に敷こうとするためのものです。そして実際にある一つの成果を得ることができました。イタリア語で言うところの Servizio Bibliotecario Nazionale (SBN)、国立図書サービスということです。これは国のすべての図書館の総合目録です。SBNを通せば、日本の皆さんもどの資料がどこにあるかということをお調べになることができます。SBNが構築されたあと、図書館員たちはいろいろな図書館の間で協力体制を取らざるを得なくなりました。公共図書館、大学図書館、その他の館です。

しかし、全国の総合目録をつくるだけでは十分ではありません。このサービスでは、実際に利用者に対するサービスはあまり扱ってきませんでした。特に市立の図書館は、市民が図書を借りるだけではなく、実に多様なサービスに対応しなければいけませんから、それらの中での協力も必要になってきます。そこで(国と自治体の) 中間的な州レベルにおいて、図書館システムが生まれてきています。これは「第2レベル」のサービスを扱っています。どういうことかと言うと、目録を作成するとか、多様な図書館の間での資料の相互貸借・普及とか、資料の購入、eブックサービスが入ります。

私は特に公共図書館に関わってきた図書館員ですが、イタリアで「公共図書館」(パブリックライブラリー)という言葉を使うときは、アングロサクソンの世界でよく使われている意味とは少し違います。英米や北欧の国々に行くとこの言葉を使うと、皆さんもご存じのような、いわゆる公共図書館の機能を持っています。ところがイタリアの場合には、いわゆる公共図書館と

いう言葉が普及していません。それぞれの図書館には、例えば市立図書館、さまざまな地方公共団体に属する図書館、あるいは、公開図書館、市民の読書をする場などというふうに、非常にいろいろな名称があって、市民の感覚として公共図書館は何かという、ピンと来る名称がまだありません。

ここへ来る前に札幌へ行きました。そこでお会いした皆さんとも共有した意見ですが、現在ではいわゆる公共図書館の中に実に多様な機能が入ってきますけれども、それにふさわしい名前として「図書館」という言葉はもう合わないのではないかと感じています。それはイタリア語でも日本語でも思うようになってきました。例えばフランスで始められた「メディアテーク」という言葉があります。これはだいたい新しいタイプの建物があり、多様なメディアを揃え、皆さんのための場所という意味になります。それからロンドンで最近普及するようになってきた「アイデアストア」という、おもしろい図書館があります。これはいわゆる図書館サービスと同時に、生涯学習、いろいろな講習会の設備、サービスが結びついた場所になっています。

このほか「メディアライブラリーセンター」、「ディスクバリーセンター」など、世の中にはいろいろな名前があります。皆さんの住んでいらっしゃる日本でも、この場所に対する名前について議論されているかどうか存じませんが、これからの図書館は、ただ本を借りたり貸したりする以上の機能を持っていくべき場所だと思っています。

[イタリアの市立図書館]

イタリアの市立図書館は1970年代に普及しましたが、その時期に国が各地方に図書館を普及させることを任せる法律をつくり出します。イタリアというのは実に変な国で、州によって図書館のために良い、優れた法律をつくる場所もあれば、まったく不都合な法律をつくる州もありました。特にイタリアの中部・北部において図書館が非常に増えて、地域間のつながりを緊密にしていきました。特にこの点に力を入れた州は、一つはエミリア＝ロマーニャ州、そしてもう一つはロンバルディア州でした。南イタリアではほとんどそれが進み

ませんでした。実は南イタリアこそ、図書館サービスが必要な地域です。

ここで現在のイタリアの文化状況について軽くお話ししておきたいと思います。まずイタリア人は現在、本当に本を読まない。本を買う人も非常に少ない。きちんとかなりの量を読む人がわずか10%しかいません。40%の人がたまに読む。新聞も本も読まない人が50%もいます。特に最後の50%の、何も読まない人のカテゴリーは、文化的・政治的に非常に脆いものです。商業的なテレビにきわめて簡単に影響を受けてしまいます。家にまったく本を持っていないという家庭がたくさんあります。無知な国と言わざるをえません。

ご存じのように経済危機の影響をあまり受けなかった国々は、みんな文化に大きな投資をしてきた国です。商業的なモデルにだけ沿って国を進めていくと、最終的には経済的にも大きな被害を受けることになります。ということは、地域に広がっている公共図書館こそが、普段読まない人びと、あるいはそういう無知な人びとを助け、支えるネットワークになっていくべきものだと言えると思います。

1970年代から今日まで、市立図書館は三つの異なる時代を経験してきました。第一の1970年代は「文化センター的図書館」と呼ばれていて、実にさまざまな文化的活動が行われていました。これはおそらく当時の民衆化の影響で、市民がどれだけ社会生活に参加していくかということが活発に行われていたからです。第二の1980年代には、図書館員のほうから、一種の逆戻りなのですが、読書と勉強のための図書館という動きが再び要求されるようになってきました。第三に、1990年代以降、情報サービスに力が入られるようになりました。そして、いまはまた文化的な図書館という流れへと戻りつつあります。

このうち第二の、1980年代に起こった、図書館員が自分たちの伝統的な役割を再び強調し、読書と勉強の場所を主張したのですが、歴史的に見ると、イタリアの図書館が一時期、非常に閉鎖的な性格を持ってしまったということが言えると思います。この影響はとても大きいです。そして現在、経済危機に陥ってから、

文化政策に関する予算が非常に削られています。ですから公共サービスの他のあらゆる分野、例えば幼稚園・学校・病院といったものと、ごくわずかに残された予算を奪い合うことになっています。

もし図書館員のほうで、図書館はごくわずかの選ばれた人のための場所だという考え方をずっと持っていたとすると—これは、どちらかと言うと埃にまみれてとなったでしょうが—、イタリア国民のわずか10%しか利用客がいせんから、そんなことを続けていたら、生き残ってはいけなかったでしょう。

[リノベーションの動き]

ここでイタリアにおける興味深い動き、どんな変容があったか、その話しをしようと思います。新しい図書館も生まれてきました。あるいは古い図書館を新しくリノベーションしたところもあります。それはいづれも、もともと図書館に力を入れていた地域で起こっています。その中には歴史的建築を修復して図書館にするところもあります。1500年代、1700年代、1800年代の非常に古い建物、もともとパラッツォだったところ、修道院だったところ、病院だったところを改修して、図書館にしていったという事例がずいぶんあるのです。それから都市部には産業的な建築も数多くあります。そういうものも改修されて図書館になってきています。

ところが一つ問題があります。これはフランスのメディアテークにも言えることですが、どこもサステナブルな、つまり、地球環境を保全しつつ持続可能な建築という観点からはつくられてこなかったのが、それがいまや、エネルギーやコストにおいて大きな比重を占めているということです。お金はどこへ消えてしまうのでしょうか。建物の維持だけで、すでに大きな予算が飛んでしまうことになります。そうすると人員削減になります。定年で誰かがいなくなると、その代わりはもう雇われない。そして資料の新たな購入費は非常に大きな削減を被っています。ですから、私がしばしば新しい図書館のプロジェクトに関わる時、行政側の人や建築家、技術者たち、そこを使っていく人たちに訴えていることは、建物をつくる費用だけではな

くて、すべての運営にいったいどれだけのお金がかかっていくのかを非常に正確に試算する必要性です。

昨今は経済危機でヨーロッパは大変な状況ですが、その中でも新しいスペースということは考えられていますし、新しいサービスに力を入れ始めている人もいます。多くの図書館で、自動貸出のための機械、それから返却も自動でやる、そういうサービスがずいぶん普及するようになってきました。そのおかげで図書館員がそういう業務から解放されますから、もっと他のタイプの業務に従事することができるようになっていきます。また、この自動貸出機・自動返却機ですが、自分たちでどんどんできると、利用者は今までのように一つのカウンターに長い列をつくることなく構いません。列に並ぶのが好きな人は誰もいませんね。そしてこういう作業を自分でやることは、子どもなども大好きです。

それから蔵書については、いったい何を図書館の蔵書の中から省いていくか、廃棄決定した本をどうするかについて、かなり力を入れて仕事をし始めています。図書館員は何でもすべて保存しようと考えがちです。ところがそういう人びとは非常に多くの本、例えば先端テクノロジーに関する本であったり、一種の文学などは、短時間で廃れていくことを忘れていると思います。図書館全体のことを考えたとき、すべての資料を何とか保存しようとする、図書館全体の使命を妨げるといふか、損なうことになるのではないのでしょうか。話題にすべきは、古い資料などの資料館のようなところではなくて、その土地やコミュニティのためにいろいろなサービスをする公共図書館の話なのです。

いま多くの図書館が蔵書を検証しようとしています。これはどういうことかと言うと、蔵書に入れる本として何を、なぜ買うのか。廃棄するものとして、何をどんな理由で廃棄するのか。それから市民の好意で、これをどうぞと寄付して下さる本もずいぶんありますが、それをどう扱うか。そういうことの基準を定めようとするものです。皆さんも調べたことがあるかどうか分かりませんが、われわれは自分の図書館の蔵書の一体どれだけを普段貸し出しているかという、実は

非常にわずかな部分です。

たいへん面白い例として、最近見てきたオランダの図書館をご紹介します。二つのことが注目できます。一つは、蔵書をまるで本屋さんのように、背表紙だけ見えるようにではなくて、表紙が見えるように、大半の本を平積みにして置いているということです。これは本が見えます。

それからもう一つは、カテゴリーをどう並べるかですが、これも伝統的な順番に合わせて置いてはいません。皆さんもアマゾンを使って何か本を買われると、「この本を買った人は、こんな本も読んでいます」というリストを向こうから送ってくるでしょう。それと同じように、例えば探偵小説を読んでいる人は、ほかに旅行の本もよく読んでいるという結果が出てくると—これは図書館のほうで調べるのですが—、それに合わせて探偵小説の棚の横に、旅行に関する本も置いてある。ほかの図書館ではあまりないかもしれないけれども、そういう具合に読者の関心の広がりに合わせて本棚を組んでいる。そういうつくり方をしていました。

日本では、例えばデューイの十進分類法によって本を並べていらっしゃるかどうか分かりませんが、これはやはり非常に古めかしくなっています。言ってみれば、もう100年以上も前の知のあり方に沿った分類です。そうではなくて現在の皆さんは、自分の関心に沿って本が集められている方がいいですよ。いま多くの図書館では、入口すぐのところ、新しい本、図書館員お勧めの本、一番読まれている本、それから趣味の本とかアウトドアに関する本、図書館で一番読まれて、貸し出されていく本を集めて区画をつくるようになっています。

[子ども向け図書館サービス]

われわれの図書館サービスの中でも非常に力を入れてきた、子どものため、少年少女のための部門についても触れておきましょう。子どものための本を扱う図書館員は、普通の図書館員よりも自由でないとだめです。特に伝統的な図書館学からは少し外れていないとだめですね。どういうことかと言うと、一つは、本を読みに来る少年少女は、実はかなり要求が高いのです。

それと同時にあらゆる種類のいろいろなうるさい決まりを嫌う、そういう読者たちだからです。イタリアの図書館はやたらたくさん決まりや禁止事項が多いのですが、この数日を見る限り、日本はもっとすごいですね。

小さいお子さんが「これも見たい。あれも見たい」と言って、10冊も20冊も抱えてやってきたとしましょう。それに対して、「いや、うちは、貸出は3冊だけだよ。規則だから」と答えば、子どもはこう返事をするでしょう。「なぜ、なぜ、どうして」と。でもちゃんと説明してあげれば、例えば「君が恐竜の本を全部持って行ってしまったら、他のお友達が読めないでしょう」と説明してあげれば、理解して他の本を置いていくことでしょう。子どもという利用者を本当に真剣に相手にすることは、相手に対して敬意を持つ、いい訓練だと思います。ですから私としては、図書館員になる人には必ず一度は子どもの相手をちゃんとさせるべきだと思っています。

イタリアでは学校図書館があまりないものですから、公共図書館が代わりに果たしてきた側面があるのですが、これはあまりよくなかったのではないかと思います。学校図書館の代わりということで、子どもたちにとって図書館が学校の延長だと感じられるようになってしまったからです。もちろん学校との協力体制もとっていますが、より自由な公共図書館を考える必要があります。また、「読むために生まれてきた」という名前のプロジェクト—イタリア語でそのまま言うとも、イタリアの各図書館で進められています。これは生後数か月の頃から子どもたちを本に近づけるためのいろいろなプログラムです。

図書館を場所として見た場合、特に人びとが自由時間に来るという点が大事になってくるのですが、そうすると開館時間が非常に大事なテーマとなります。イタリアの場合、図書館の開いている時間が必ずしも多くの人びとの余暇、あるいは自由時間に呼応するものではありませんでした。土曜日の午後あるいは日曜日に図書館が開いていると—イタリアではあまり多くはないのですが—、当然、平日よりも多く利用者があります。

来館者数は統計の問題と関わっていますが、イタリアには全国レベルのきちんとした統計がありません。いまだにイタリアに全部でいったい図書館がいくつあって、どれだけの人が使っていて、どれだけの本が所蔵され、どれだけ絵本が借りられているか、その全国的な統計をわれわれは手にできないのです。各州・県、あるいは各自治体レベルで多少の統計結果は出ていますが、こうした統計も、これからは数量に関するものだけではなくて、サービスにおいても、むしろ数量から質に力を入れていかなければいけないと思っています。質に力を入れた統計というのはどういうことかということ、例えば誰が図書館に来るのか、特に誰が図書館に来ないのか、そしてそれはなぜなのか。そこまで踏み込んだ統計をとるべきだと思っています。

[図書館員養成]

それから図書館員の育成についてお話ししますと、イタリアには図書館員養成用の学校はありません。例えば大学などでコースがあったり、協会が実施していたり、図書館員の協同組合のような組織が行う講習会はありますが、正式なライブラリースクールというものはありません。面白いことですが、私のように偶然、図書館員になった者は、いわゆる伝統的な図書館員というより、どちらかというと「文化的アニメーター」という性格が強いものですから、大学でそういう授業を受けてきた若い人たちよりも、むしろ柔軟なメンタリティを持っているかもしれません。

今日では図書館員の教育システムをもう一度しっかり考え直さなければいけないでしょう。というのは、公共図書館における図書館員の役割は、いわゆる伝統的な図書館員の姿というより、むしろいろいろな形での「ファシリテータ」に近いものだと思うからです。日本の状況とはたぶん違うと思いますが、イタリアの場合、図書館員は年をとった人が多くて、しかも交代がありません。いろいろな組合から出向という形で若い人たちもやってきますが、正式に雇用された人はほとんどいません。

例えば私が館長として働いていたペーザロ図書館の場合は、ほとんどみな組合に参加していた人たちで、

いわゆる地方自治体の職員ではなかったんです。でもそれが逆に非常によかったと思います。というのは、イタリアの場合、地方公務員は、組織というか労働組合が非常に強く、頭は固く硬直していて、自由な仕事ができなかったと思うからです。自治体職員として正式に雇用されている図書館員も自分たちの権利ばかりを主張して、たとえ11週に1回であっても日曜日には働きたくないと言うわけです。いっぽうで正式には雇用されていない、非常に不安定な条件で働いている職員たちには責任感があり、日曜日でも出てきてくれる。そういう矛盾した状況があります。

私たちはこれからテクノロジーに精通した若い人たちと、もっと働かなくてははいけません。eブックもどんどん出てきます。やはり「eブックはよくない」「紙の本でなくてはいけない」という人たちと仕事をしているだけではいけないでしょう。これはツールの問題ではなく中身の問題です。利用者が読んでくれることが何よりも大事なのです。テクノロジーに精通した人たちがなぜ要るかという、これからの図書館の役割の一つとして、例えばオンラインで情報を探せない人、コンピュータを使えない人、iPadを使えない人、そういう人たちを助けて、本来到達できるべき多様な情報にちゃんと辿り着けるように手伝ってあげる。そういう役割を欠かすことができないからです。

[図書館の課題]

もう一つ、最近注目している現象は、いろいろな種類の講習会が行われるようになってきていることです。お料理教室でもいいし、編み物教室でもいいし、いろいろなことを習える場所。それが職業に役に立つこともあれば、とにかく人が一緒にいることを助けてあげるのもいい。図書館はそうした講習会がよく行われる場所になっています。

時間もあまりありませんから、あとで皆さんの意見を聞くために、ここでいくつか基本的な課題を確認しておきたいと思います。まず一つは、政治家、市民、それから建築家をはじめとするいろいろな技術者、図書館をつくる手助けをしてくれる人びとの間に協力関係をつくることです。特に大事なものは、市民をどれ

だけ巻き込むか。それは設計の段階、プロジェクトをつくる段階でもそうですし、既存の図書館の評価においてもそうですし、それから運営です。いろいろな形でボランティアとして関わっていただくことによって、図書館運営にも市民の参加を募ることが重要だと思います。

それからサービスを合理化する。先ほどもお話ししましたけれども、自動貸出・返却というサービスを取り入れることで、必要性の高いサービスに人員を回すことができます。私の『知の広場』でも取り上げていますけれども、すでに「ウォーキング・ライブラリアン」、つまり歩き回る図書館員という言葉が生まれているように、昔ながらのテーブルのカウンターの向こうに座っているだけの図書館員—実際に多くの図書館ではそういうタイプのカウンター自体が消滅しつつありますが—から、人びとの間に入っていった仕事をする図書館員が必要になってきています。

それから、図書館自体が閉鎖的にならないこと、市民にとって本当に必要な場所であることです。例えばアメリカでは経済危機で大変なので、図書館での職安サービスが広まっています。アメリカの図書館員たちが誇らしく話してくれたことは、図書館で出された求職が非常に成功している。つまり町の中の他の職安センターよりも、図書館の職安のほうが有効な人材が集まりやすいそうです。この職安のように、図書館の中に多様な、いままでなかったサービス業を入れていく視点が大切です。例えば情報提供を行うインフォメーションセンター、若い人たちのためのオフィス、それからいろいろな形での支払い、公共料金の支払いなどもできる場所です。

そしていろいろな窓口があるだけでなく、一つの空間そのものがいろいろな機能を持つようになることも重要です。例えば、午後はいろいろな講習会を行えるラボになり、あるいは読書会をする場所になり、それから晩にはさらにコンサート会場になる。そういうように、一つの場所が多様な形で使えることも大事です。場所そのものが非常にフレキシブルであること、それと同時に図書館員の頭がフレキシブルであること、

質疑応答

(敬称略)

司会：青柳英治（明治大学）

これらを忘れてはなりません。人びとが集まって楽しい場所、例えばカフェやそういう場所が図書館の中に増えてもいいでしょう。勉強スペースはもう少し小さくてもいいかもしれません。ヨーロッパにもいろいろモデルがありますが、各国それぞれのお国柄がありますから、それぞれに特徴を持たせればよいことだと思います。

でも一つ、本当に深刻な危険があります。それはもし、われわれ図書館員が自分たちのあり方を変えないと、都市の中の他のいろいろなものにとって代わられて、図書館は追い出されてしまうことになりかねない状況にあるということです。日本に来て伺ったのですが、TSUTAYAが図書館を始めたり、武雄市の図書館にはスターバックが入っているそうですね。私もこれらのプロジェクトに関心を持ちましたが、一つ大きな危険がそこにあることを指摘しておきたいと思います。つまり、公的なサービスを営利企業の業務がとって代わってしまうことは非常に危険だということです。

こういう民間企業の業態はあってもいいと思います。公的部門でも非常に強いサービスが存在していれば、私的部門のそういう人たちが図書館を運営してもいいでしょう。なぜなら、スターバックでお金を払ってコーヒーを飲み、他の本を買うことができるという消費・購入力を持たない市民、要するにすべての市民に対して、同じようにサービスを保証することができるのは公共のサービスだけだからです。私企業と一緒に協力する際に一番大事なことは、すべての市民に同じ権利とサービスを提供し続けることだと思います。

とりあえず、ここで今日のお話しは終えようと思います。皆さんのほうから何かご意見、ご感想、あるいは質問などがあればお受けしようと思います。今日お話ししたテーマは非常にたくさんのものがあって、十分に皆さんとお話しするには、本当はもっと長い時間が必要です。かいつまんだ形ではありましたが、イタリアその他の国々で、いったいどんな議論が行われて、どんな現状なのかということについて、大卒のところを皆さんにお伝えできたのではないかと思います。

竹内 實：今日はアンニョリ先生、非常に貴重なお話しをありがとうございました。二つほどお聞きしたいと思います。

まず一つ目は、除籍をどうするかという問題です。除籍した図書を、貴重なものの場合であれば共同で保存するというNPO法人が日本にあります。しかし今のところ、まだ準備段階です。そういう動きがイタリアでもあるのでしょうか。収蔵スペースはどうしても限りがありますが、なくしたくない貴重な図書をどうするか、伺いたいと思います。

二つ目の質問は、民間企業への委託です。私も非常に危惧の念を抱いています。TSUTAYAなどもそうかもしれませんが、少ないコストで運営しようとする、パブリックに比べてサービスが低下すると思います。人手を減らして収益ということを考えるからですが、それに対してアンニョリ先生はどうお考えになるのでしょうか。

司会：まとめてご回答いただけるということですので、ほかのご質問などお願いします。

植松貞夫（跡見学園女子大学）：二点あります。先生は本の中で、イタリアの図書館は普通の人たちが大変に行きにくい場所だ、いわゆる敷居の高い場所だというふうにおっしゃっておられますが、イタリアの図書館ないし図書館建築がどうして人を遠ざけるのか、ということが第一点です。

それから第二点は、私は建築家でもあります。先生ほどたくさんではありませんが、たぶん日本では一番図書館を見ている人間だと思います。その中で先生は、せんだいメディアテークと伊東豊雄さんを変えて高く評価されておられます。ヨーロッパに行きますと、やはり多くの建築家とか図書館人が、せんだいメディアテークを評価されるのですが、私にはピンときません。先生は数百もの図書館をご覧になって、せんだいメディアテークのどういう点を評価さ

れるのか、お伺いしたいと思います。

アンニョリ：植松さんに逆に質問があるのですが、せんだいメディアテークを評価なさらないのは、どういう点からなのでしょう。

植松：例えば、場所やスペースが多様に使えるとか、それからサービスとして市民に開放された雰囲気があるかという点からです。さまざまな人が来て、さまざまな学習や読書の形態があるかと思いますが、せんだいメディアテークには、ほとんど数種類の場所しか用意されていないと言えるかと思います。そのような点で、先生がおっしゃられる「開かれた知の広場」としての図書館に当たるのかというのが、私の意見です。

岡 幸平：いろいろなタイプの講習会のお話に関して、何か、世代の違う人が一緒に参加する、人を集められるようなイベントなどは開催されているのでしょうか。それから、どれくらいの人が集まったら成功したと思われるのか、お伺いしたいと思います。

篠塚 怜（明治大学学生）：お話しの中で現代の図書館員は非常に柔軟な考え方を持って、活躍することが必要だとおっしゃられていましたが、その中でアントネッラ先生は偶然、図書館員になったとおっしゃっていました。イタリアでは、さまざまな職歴を持った方が図書館員として活躍するための障壁が低いといえますか、その門戸がわりと広く開放されているのでしょうか。

青柳啓子（甲州市立勝沼図書館）：今日は新しい図書館員像のお話しが出て、とても元気をいただきました。私は非正規職員ですが、自由な非正規の人たちが新しい発想をして、新しい広場をつくったという話がとても印象に残りました。その中で新しい図書館員像が文化的アニメーターの性格を持っているというお話しがあったと思います。このアニメーターという部分、日本では定着していない言葉ですので、解説していただけたらと思います。お願いします。

アンニョリ：非常に興味深い質問をどうもありがとうございました。時間が迫っていますので、本当に十

分なかたちでお答えできるかどうか分かりませんが、最初の質問からいきましょう。除籍した本をどうするか。イタリアの図書館の場合には、ボランティアの力を借りて、一種の出店のようなものを出して、市民の方々に持って行ってもらうというサービスをつくるように心がけています。

その際、完全に無料ではなくて、自由にお金を置いて行ってもらう。例えば自由な寄付です。ペーザロでやったときは、どの本も全部1冊1ユーロなどにしていました。そこで上がった収益は、地元の刑務所図書館の本を買うのに使いました。

自分たちの図書館や、どこかの図書館で要らなくなった本は、まとめてどこかに収めるべきものではないと思います。個人個人の市民の中には、それぞれ関心がありますから、興味を持って、もらっていてくれる人たちもいるわけです。例えば百科事典です。これだけネットで情報が得られる時代になって、百科事典が本当にこれから要るかどうかという問題があります。いっぽう百科事典は装丁が美しいですから、むしろそれでデザインのものをつくる。例えばソファーをつくってみたり、少し挑発的な意味も込めて、そういうデザインのオブジェにつくりかえてしまうプロジェクトもやったことがあります。

武内さんの二つ目の質問ですが、私もまったく同感です。利潤が最終目的である営利企業にサービスを任せってしまうのは非常に危険だと思います。例えばどんな本を置くか。どんな情報を提供するか。それに、どういうかたちで人びとをそこに迎えるか。そういう判断の下にデモクラシーは存在しています。営利企業に任せては非常に危ないでしょう。19世紀、博愛主義の下で多くの図書館を寄贈したアンドリュー・カーネギーと、こういう営利企業が図書館を運営するのではまったく意味が違ってきます。私としてはむしろ、書店の中に図書館ができるのではなくて、図書館そのものが他のサービスを自分の内側に引き入れていくほうがいいと思っています。

続いて、植松さんからいただいた敷居の問題ですが、図書館の敷居というのは、基本的に心理的な敷

居という意味です。物理的に敷居が高いわけではありません。その理由としては、文化的なもの、社会的なもの、自分が一体社会的にどういうところから出てきたかなど、いろいろなものがあると思います。それから建築がそういうものをつくってしまうこともあるでしょう。その心理的な障壁をどうやって除いたらいいか。

『知の広場』の中で私はショッピングセンターの話はずいぶん細かくしているのですが、それは図書館をショッピングセンターに作り変えようというわけではなくて、ショッピングセンターはどんな人もまったく心理的バリアなしに、平気で入っていける場所だからです。こういう場所のつくり方を図書館でも考えなければいけないだろうと思います。

私の本の表紙にもなっているサラ・ボルサという、イタリアのボローニャにある図書館があります。入口はわりと小さい感じですが、町の一番中心の広場に位置しています。市民からはその広場の延長というふうに認識されるようになっていました。そのおかげで非常に楽々とたくさんの人びとが入ってきます。これから新しい図書館をつくっていくときにも、これは一つの助けになるポイントではないでしょうか。

私は、図書館建築もなかなか面白いテーマだと思います。木のような柱がいっぱい立っています。その間にいろいろなかたちでスペースをつくっていく、自由な場所であろうと思いますが、一つたいへん大きな問題があります。例えばせんだいメディアテークは建物の中にさらに図書館があり、図書館も含めた意味での文化的なプログラムとなっていますが、一番最初のプロジェクト理念をはっきり欠いていると感じました。

なぜかという、まずメディアテークが管理している場所はわりと自由で、フレキシブルな感じもしますし、非常に自由に、例えばホームレスの人が簡単に入ってこられるというくらいのオープンさもある。ところが図書館のエリアに入ると、急に硬い感じがして、その差がものすごく大きく感じられたの

です。もともとまったく質の違うものが同居している。このこと自体がおかしいのであって、一番最初から全体でハーモニーを持ってつくられていくべきだったと思います。その文化的なプログラム自体がそもそも欠けていたのではないか、そういう印象を持ちました。

それから講習会について、これは岡部さんの質問ですが、一つ重要なことは、上から与えるトップダウンではなくて、市民のほうから出てくるボトムアップということを大事にしないといけないということです。内容も、どういう講習を受けたいかということと同時に、市民のほうから皆さんがどういうことを教えてくれるか。市民自身のボランティアでもいいですし、「時間銀行」というかたちで自分の時間を1時間なり2時間なり、自分のできる能力を持って何かを教えに来てくれる。そういうふうに講習を開くことが大切になってきます。聞き手としてだけでなく、どんな講習をやってくれる人がいるかという意味で、市民の参加が必要になります。

先ほどいろいろなサービスということを行いました。こういう講習会以外にも、アメリカの図書館の場合だと、弁護士さんがボランティアで図書館にいて多様な問題に答えてくれるとか、あるいは消費者グループがいろいろな問題に答えてくれるとか、そういう事例もあります。それからこういう講習がいつ成功するかという問題ですが、それは利用者の数ではなく、やはり質ではないでしょうか。講習に参加された方々がどれだけ満足して帰っていったか、そこに掛かってくると思います。

時間がないので早くいきますけれども、さまざまな職歴の人びと、職能ということですが、現代ではあらゆる職能が図書館に本当に必要になってきていると思います。そのときに一人の人が全部それを背負うことは無理でしょう。職員が全部やるわけにもいかないのです。やはり外部の人たちとどれだけうまく協力して、連携をとってやっていくか。最初にも言いましたけれども、それが重要になってくると思います。

最後の質問ですが、文化的なアニメーターとはどういうことか。まず地域社会の人びとの必要性を認識する、知覚する、聞きとる能力を備えている必要があります。人びとを図書館に近づけてあげる人。図書館というのはニュートラルな場所ですけれども、知らない人には理解できない言語でできている場所でもあります。

最後に一つ例をあげて締めたいと思いますが、あるとき、もともと工場で働いていた方が50歳で失業しました。普通50歳でまた新しい人生を踏み出して仕事を見つけるというのは非常に困難ですが、この方は図書館にずっと通っていました。そこで指圧のコースがあることを知って、そこに申し込んで指圧師になり、新しい人生を送っています。こういうかたちで文化に寄与する場所という意味が図書館にはあると思います。

残念ながら時間が来てしまいましたので、これで締めなくてははいけません。本当はもっと皆さんと時間を過ごしたかったと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

[おわりに]

司会：大変貴重なご講演をありがとうございました。最後に、明治大学図書館情報学研究会と本日の会を共催しました日本図書館協会図書館学教育部会の部長である小田光宏先生から、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

小田光宏（青山学院大学）：本日は貴重なご講演、どうもありがとうございました。じつは日本図書館協会理事長の塩見昇よりギフトをお預かりしています。宣伝を兼ねていますけれども、先日、日本図書館協会で開催されました『ぼくは、図書館がすき』という写真集です。教材としても、いろいろな図書館の様子を知るためにも、大変有効なものと思います。日本の図書館をアンニョリさんに知っていただく一番いい出版物ではないかというふうに協会としても考えまして、これを差し上げて、お礼の意味を込めさせていただきたいと思います。(拍手)

アンニョリ：『ぼくは、図書館がすき』という題名はすばらしいですね。私たちみんな図書館が好きなので、この本を見て、ここにある図書館をみんな見に行けるように、ぜひまた日本に帰ってきたいと思います。(拍手)

司会：最後になりましたが、今日通訳をしていただきました多木陽介さんはローマ在住で、芸術関係のお仕事をされています。『知の広場』のカバーの写真も撮影されています。たくさんの通訳に対して御礼申し上げます。(拍手) どうもありがとうございました。

(文責：三浦太郎)

..... 参加者の感想

経済危機を防ぐのは読書である

須 永 和 之 (國學院大學)

2009年8月下旬、IFLAミラノ大会が終わって、IASL(国際学校図書館協会)パドヴァ大会へ向かう途中、フィレンツェに立ち寄った。町の書店の店員に「イタリアの図書館に関する本はないか」と尋ねた。即座に勧めてもらった本がアントネッラ・アンニョリさんの『知の広場』だった。覚えてたのイタリア語だったので、すらすら読めるものではなかった。やがて邦訳が出版されて、幅広い視点で図書館の存在意義を論じていることが理解できた。

イタリアはルネサンス以降の文書館の伝統があり、英国・米国の「図書館サービス」という機能重視の考え方に対峙してきた。1970年代は図書館が文化センター的役割を担い、1980年代からは読書と情報サービスに力を入れているそうである。アンニョリさんは世界各国の図書館を訪れて、さまざまな機能を融合した図書館の姿を模索してきた。講演では、ロンドンのアイデア・ストアでの経験を回顧していた。

イタリアには(専門職大学院レベルの)図書館職員

の養成課程が無く、大学での講習はあるそうである（IFLAミラノ大会以降、相次いで図書館学の教科書も刊行された）。雇用される若年層が少なく、図書館職員の急速な高齢化が進んでいるらしい。

図書館サービスを成功に導くには幅広く地域住民を受け入れて、地方議員と建築家から強く支持されるべきであると述べたことに自らの実績への確信が感じられた。

読書率の低い国は経済危機に対処できなかったと述べたことが特に印象に残った。イタリアで、読書を頻繁にする人は10%、読書をたまにする人は40%、新聞も本も読まない人は50%だそうだ。イタリア人はテレビのように煽情的な情報を伝えるメディアに頼るために国家的財政危機に見舞われたと分析していた。たしかに、多くのテレビ局を傘下にしてメディア王の異名を取るベルルスコーニ首相に翻弄されたイタリアン・バブルへの反省の実感がこもっていた。民主主義を守り、経済危機を防ぐためには読書と図書館が大切であると考えさせられた。

よその国の話ではなかった 「欧州図書館紀行」

須賀千絵（慶應義塾大学）

2013年5月30日（木）に、明治大学和泉キャンパスにおいて、明治大学図書館情報学研究会と日本図書館協会図書館学教育部会の共催により、アントネッラ・アンニョリ氏の講演会『『知の広場』の著者が誘う欧州図書館紀行』が開催された。アンニョリ氏は、長年にわたってイタリア各地の図書館サービスの現場に携わり、さらに、イタリア以外にも、ロンドンのタワーハムレット区が伝統的な図書館からの改革を求めて作った図書館である「アイデアストア」の子ども部門を担当した経験も持っておられる。

イタリアを中心に、公共図書館の制度や活動の概況について解説があった後、現代の公共図書館や図書館員のあり方について、アンニョリ氏のお考えがわかり

やすく伝えられた。聴衆から寄せられた多くの質疑にも丁寧に答えて下さった。

全体を通して感じたことは、イタリアをはじめとするヨーロッパ各国の図書館の話を知っているのに、日本の話ではないかと錯覚してしまいそうなほど、日本と共通点が多いことである。例えば、イタリアの図書館については、1980年代以降に読書と勉強の施設として発展し、さらに1990年代に情報サービスにも進出してきたが、現在、文化予算の削減の煽りを受けているという説明があった。このように図書館が右肩上がりに発展してきた時代が終わり、財政削減傾向のもとで厳しい状況に置かれているのは、日本やその他の多くの国々も同じであろう。

アンニョリ氏は、一部の人々のための図書館では生き残れないと思われることから、イタリアでは、新しいサービスの開拓の必要に迫られていると述べた。図書館は、これまで市民に価値あるサービスを提供し続けてきた。しかし従来のサービスを継承するだけではもはや生き残れないという危機感は、日本の図書館員もひしひしと感じている「はず」である。聴衆からの質問に答える中で、「もし図書館員が図書館のあり方を変えないと、図書館は他にとって代わられるだろう」と述べた点が印象的であった。

講演会のタイトルは「欧州図書館紀行」であったが、その内容は、「よその国の話」に終わらないものであり、日本の公共図書館のあり方についてあらためて考えさせられ、同時に、元気づけられた一日であった。

明治大学図書館情報学研究会 第1回例会 『『知の広場』の著者が誘う欧州 図書館紀行』を聴講して

橋本るり

（明治大学 文学部2年）

アントネッラ・アンニョリ氏の講演会を聴講して、最も印象深かったのは、「これからの公共図書館はどれだけ市民を巻き込むことができるかが重要である」

ということだ。これまで、公共図書館は時代の移り変わりと共に様々なサービスを生み出してきた。現代において、そしてこれから先の未来に向けて公共図書館に求められるのは、図書の貸借といった従来のサービス以上の機能である。市民にとって本当に必要な図書館であるために求められる機能とは、より充実した「人」へのサービスであると改めて認識することができた。

欧米の公共図書館では、色々な種類の講習会や教室が開催されているという事例の紹介があったが、最近では日本の公共図書館でも市民の課題解決支援サービスに力が入られている。しかし、そういったサービスが単に一人ひとりの市民の役に立つだけで終わらず、人が集まること自体に重点を置いているということが欧米の公共図書館の取り組みのポイントである。住民同士の関係の希薄化が叫ばれる日本の地域にとって、公共図書館が人々の集まる場所としての機能をもつことは非常に重要な役割を果たすと思った。公共図書館を拠点として、人々が交流を深め、つながりをもつことができれば、地域の活性化の促進が大いに期待される。したがって、公共図書館は、その地域の活力や生命力であるといえるのではないだろうか。

そして、上記のことを実現するためには、図書館員の働きによるところが大きいということも強く感じた。人々を図書館に引き付け、ネットワークの形成を支援する、いわばコーディネーターとしての役割を図書館員は担っている。カウンターの内側に留まり、事務的な仕事をこなすだけの図書館員では、もはや専門性の高い図書館員とはいえない。図書館に市民がやって来るのを待ち、要望を言われたらそれに応えるという受け身の姿勢ではなく、市民は何を求めているのかを探り、そのニーズを的確に把握し、図書館及び図書館員の方から発信していく姿勢が求められる。アンニョリ氏のお話の中でも「ウォーキング・ライブラリアン」という能動的な図書館員像が示された。市民のニーズを把握するためには、あらゆる分野にわたって知識を備えておくことや、様々な人々との交流経験が必要である。

このように、より良いサービスを提供するための準備段階においても、図書館員が自ら積極的に動くことが大切だと思った。私は将来、できれば地方公務員として地域の市民の生活に関わる仕事に就きたいと考えており、地域と人々を繋ぐパイプ役になりたいと考えている。そのような立場としても、自ら活発に新しいサービスを提供する「ウォーキング・ライブラリアン」の姿勢を目指したいと思った。それは市民に対するサービスの向上と同時に、自分自身の質を高めることでもあるだろう。

それから、公共図書館に勤務する図書館員のうち、正規雇用の地方公共団体職員よりも非正規雇用の若い図書館員の方が、より自由でフレキシブルな働きをするというお話も興味深かった。肩書きがどうであれ、市民へのサービスに対して怠慢な態度を取ることは決してあってはならないことであり、「ウォーキング・ライブラリアン」の姿勢が常に意識されるべきである。そして、一緒に働く図書館員同士でその図書館が掲げる理念を共有し、その下で相互に切磋琢磨できるような関係および職場づくりをする必要性を感じた。

今回の講演会では、公共図書館が地域の生命力として市民に必要とされる場所ではなくてはならないこと、そのために、公共図書館は時代の変化に即して市民のニーズに応える新しい取り組みをしていかなければならないこと、その取り組みを担うために活動的な図書館員が必要であることを認識できた。さらに、図書館の在り方のお話を通して私自身の将来の目標について、ウォーキング・ライブラリアンという具体的な理想像を見つけることができ、非常に貴重な機会であったと心から感じた。

……… 参加者のアンケートから ………

質問1 協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会会員・図書館学教育部会会員	8
日本図書館協会会員・図書館学教育部会非会員	10
日本図書館協会非会員（明治大学学生以外）	20
日本図書館協会非会員（明治大学学生）	58
不明	1

質問2 テーマの設定について

	JLA 部会員	JLA 会 員	JLA 非会員	学 生	不 明
適切だった	7	9	18	56	1
適切でなかった					
どちらともいえない		1	1	2	
無回答	1		1		

質問3 内容について

	JLA 部会員	JLA 会 員	JLA 非会員	学 生	不 明
適切だった	7	9	18	58	1
適切でなかった					
どちらともいえない		1	1		
無回答	1		1		

質問4 今回の講演会に関するご意見

- ・「欧州図書館紀行」のテーマと異なりイタリアの話が多かったが、充分満足できる内容だった。
- ・非常にわかりやすい講演だった。
- ・通訳が非常に的確だった。
- ・イタリアの図書館のスライド等を見たかった。
- ・「市民をどれだけ巻き込むか」「市民にとって必要な場所」「人々が集まって楽しむ場所」という言葉が印象的であり、現代の図書館の共通するテーマだと思った。
- ・日本の図書館状況と似ていて共感を覚えた。
- ・日本の公共図書館、特に中小の館の運営やサービスを考え直す上で大変参考になった。
- ・武雄市立図書館や仙台メディアテークに関するご意見も興味深かった。海外の人々が日本の図書館をどう見ているか話をうかがえたことが新鮮だった。
- ・講演時間がもう少しあると良かった。
- ・図書館員自身がフレキシブルで柔軟な頭が必要という指摘はその通りと感じている。

2013年度 図書館学教育部会総会が開かれました

日 時：2013年5月30日（木） 13:35～14:45

場 所：明治大学和泉キャンパスメディア棟M716教室

出席者：18名 委任状提出者56名 計74名

1. 会勢報告

2013年5月29日現在で図書館学教育部会員が197名、総会成立要件が20名の出席（委任状含む）であるとの報告ののち、出席者18名、委任状提出者56名、計74名が確認され、総会が成立することが報告された。

2. 議長、議事録署名人の選出

須永和之氏を議長に、日向良和氏を議事録署名人に選出した。

3. 議事

1) 2012年度活動報告

村上泰子27期部会長代理より、配布資料に基づき2012年度活動報告があり、異議なく了承された。

2) 2012年度会計決算報告・会計監査報告

笠井詠子幹事（会計担当）より、配布資料に基づいて、2012年度会計決算報告があり、異議なく了承された。

渡辺信一会計監査より、会計処理に問題がないことが報告された。若干の所見として、4点の指摘があった。①領収書の受領者欄が空欄のものがあった。②部会交付金18万円は協会の公益法人化申請手続きに伴い打ち切り、研究集会助成10万円は繰越金があるということで支給を受けられなかった。これらの

収入減に対し、出費を抑える努力は必要だろう。③
会員数は維持されているが年齢層が上がっている。
若い会員に入会してほしい。④部会費はATMでの
入金を勧めること。以上、異議なく了承された。

3) 第28期教育部会役員選出結果報告

若松昭子選挙管理委員長より、配布資料に基づいて、第28期（2013-14年度）教育部会役員選出結果報告があり、異議なく了承された。小田光宏28期新部会長より就任挨拶があった。

4) 2013年度事業計画案

小田光宏28期部会長より、配布資料に基づいて、2013年度事業計画案の説明があり、異議なく了承された。

5) 2013年度予算案

瀬戸口誠幹事（会計担当）より、配布資料に基づいて、2013年度会計予算案が示され、異議なく了承された。

6) 部会規則等の変更案

小田光宏28期部会長より、配布資料に基づいて、部会規則等の変更案が示され、異議なく了承された。

◆2013年度総会資料

議題1. 2012年度活動報告

I 総括

(1) 活動方向

JLA図書館学教育部会（以下、当部会）は、日本図書館協会（以下、JLA）のなかの図書館情報学教育者集団という立場から、例年の〔A 司書養成次元〕、〔B 現職者のキャリアアップ次元（養成後のキャリアアップ）〕、〔C 関係諸機構との図書館学教育関係事項の調整〕の三点に力を入れた。

[A 司書養成次元]

2012年度の本部会は、2012年4月1日以降、大学（短期大学を含む）入学者もしくは司書講習受講者向けに新しいカリキュラムが始まったことを受けて、これに関連した研究集会を実施した。実施にあたっては、新規科目の指導法および開講校の少ない地方の司書養成状況に注目した。また近年増えてきた資格認定制度や検定試験を取り上げ、司書養成における品質保証に

ついて考える機会を提供した。

①2012年度第1回研究集会（2012年5月13日（日）、三重県立総合文化センター）

テーマ：司書課程で情報技術の何をどう教えるか
内容：

講演(1)「図書館を動かす情報技術の学び：情報技術を使う心構えの養成」 河島茂生（聖学院大学准教授）

講演(2)「司書課程における情報技術教育：椋山女学園大学の事例」 福永智子（椋山女学園大学教授）

講演(3)「図書館に求められる情報技術」 井戸本吉紀（三重県立図書館）

参加者：33名（講師・幹事等の関係者を含む）

②第98回全国図書館大会第10分科会（図書館学教育）

（2012年10月26日（金）、島根県立大学松江キャンパス大講義室）

テーマ：新しい養成カリキュラムの開始と地方の司書課程・司書講習

内容：

事例発表(1)「日本図書館情報学会図書館情報学教育特別委員会『図書館情報学教育担当WGの活動』 青柳英治（明治大学准教授）

事例発表(2)「鹿児島国際大(含む短大部、司書講習)での司書養成とカリキュラム改訂」 種村エイ子（鹿児島国際大学教授）

事例発表(3)「鳥取短期大学司書課程におけるカリキュラムと新課程移行」 宍道勉（鳥取短期大学教授）

事例発表(4)「島根県立大学短期大学部の司書養成カリキュラムについて：専門科目『図書館情報学』における新課程への移行と課題」 石井大輔（島根県立大学短期大学部講師）

事例発表(5)「おはなしレストラン、はじまるよ！：授業『読み聞かせの実践』とその成果」 マユアキ（島根県立大学短期大学部教授）

事例発表(6)「学生図書委員の活動から見えてくる図書館：他とのつながりを求めて」 周藤彩・山中多希子（島根県立大学短期大学部学生図書委員会）

シンポジウム「地方の図書館専門教育の未来を考える」
共催：島根県立大学：西日本図書館学会

シンポジスト：宍道勉、種村エイ子、石井大輔、長岡絵里佳（鳥取短期大学）、大谷康晴（日本女子大学）

参加者：51名（講師・幹事等の関係者を含む）、島根県立大学短期大学部学生約100名

③2012年度第2回研究集会（2012年12月8日（土）、近畿大学会館）

テーマ：図書館情報学の資格認定制度と検定試験

内容：

発表(1)「日本図書館協会認定司書制度」 大谷康晴（日本女子大学准教授）

発表(2)「大学図書館における資格認定の試み－国立大学図書館協会中国四国地区協会『図書館学術情報系専門資格認定制度』の評価と改善－」 甲斐重武（広島大学図書館副図書館長）

発表(3)「特定非営利活動法人 日本医学図書館協会『ヘルスサイエンス情報専門員』認定資格について」 城山泰彦（日本医学図書館認定資格運営委員会委員長，順天堂大学図書館）

発表(4)「図書館情報学検定試験－図書館情報学教育の今後－」 須永和之（國學院大学准教授）

発表(5)「IAAL認定試験が目指すもの」 高野真理子（NPO法人大学図書館支援機構）

参加者：40名（講師・幹事等の関係者を含む）

[B 現職者のキャリアアップ次元]

研究集会の中で、資格認定制度と検定試験を取り上げた。

[C 関係諸機構との調整]

国の図書館関係機関、各館種・関係協議会との接触、日本図書館情報学会、さらには、JLA内での調整、意志の疎通を図り、図書館大会、研究集会において関係者から報告を求めた。

(2) 部会活動全体に関する自己評価

総会（1回）、第98回全国図書館大会（第10分科会）、研究集会（定例2回）を着実に実行し、公刊の『会報』

（99-103号）で内容を報告した。同時に部会ホームページでの広報を行っている。

(3) 担当分野における課題

司書養成科目の検討などにおいては、すべての会員をバックにする常務理事会と、研究者集団という性格をも有している当部会の見解、立場をどのように調整、一致させるかの課題がある。

II 部会総会

日時：2012年5月13日（日）13:15～14:30

於：三重県立総合文化センター

出席者：23名、委任状提出者54名（部会員総数209名：定足数を満たし、成立）

議長：作野 誠（愛知学院大学非常勤講師）

議事録署名者：安発義彦（日本図書館協会事務局）

議題：2011年度活動報告、2011年度決算報告、2012年度活動計画、2012年度予算案、部会名称の変更、日本図書館協会への部会推薦理事

III 事業、活動、研修、シンポジウム、集会等

(1) 第98回全国図書館大会（島根）第10分科会：詳細は、I 総括 (1) 活動方向を参照

(2) 研究集会：詳細は、I 総括 (1) 活動方向参照
[第1回] 日時：2012年5月13日（日）

於：三重県立総合文化センター

[第2回] 日時：2012年12月8日（土）

於：近畿大学会館

IV 刊行物（報告書、資料、パンフ、ポスター等）

『部会報』第99号～103号の刊行。村上泰子編第100号には埜納タオ氏（漫画『夜明けの図書館』作者）特別寄稿第101号は「選挙公示」号

V その他の事業活動

特になし

VI 幹事会の開催

[第1回] 2012年5月13日(日) 於：三重
部会長、幹事8名

[第2回] 2012年10月26日(金) 於：島根
部会長、幹事7名

[第3回] 2012年12月8日(土) 於：大阪
部会長、幹事9名

幹事が東京圏、近畿圏に分散(選出)のため、全員で集まることが難しい。出席率は88.9%である。全国に幹事が分散していることを考えると評価できる数字である。今後も通常の業務はMLを活用して連絡を緊密にし、幹事会を招集する時には可能な限り出席することを目標としたい。

VII Webサイト、メーリングリストの運営状況

- Webサイト運営：部会報にリンクするホームページを有する。
- メーリングリスト：幹事間に通じるものを運営し、通常業務の連絡に活用した。

- 『部会報』の電子化を継続。2011年11月よりパスワード認証は廃止し、部会員に送る印刷版よりやや遅れて、ホームページに公開している。

■第27期(2011年度～2012年度)部会役員・会計監査

(2013年5月30日まで)

部会長	山本 順一(桃山学院大学)
幹事	大谷 康晴(日本女子大学)
	笠井 詠子
	川原亜希世(近畿大学)
	瀬戸口 誠(梅花女子大学)
	野末俊比古(青山学院大学)
	三浦 太郎(明治大学)
	村上 泰子(関西大学)
	渡邊 隆弘(帝塚山学院大学)
会計監査	阪田 蓉子(元明治大学)
	渡辺 信一(元同志社大学)

議題2. 2012年度決算報告・会計監査報告(表1)

		(単位：円)	
	費目	予算	決算
収入の部	部会費収入	420,000	375,000 *1
	事業収入	40,000	42,000
	部会交付金	180,000	0
	研究集会助成	0	0
	雑収入	0	0
	繰越金	1,128,783	1,128,783
	収入の部 合計	1,768,783	1,545,783
支出の部	事務用品費	20,000	3,987
	振込手数料	30,000	16,560
	通信費	250,000	105,600
	交通費	250,000	22,520
	会報等印刷費	350,000	295,557
	研究集会等費	150,000	197,817
	予備費	568,783	4,000 *2
	選挙管理費	150,000	119,986
	繰越金		779,756
	支出の部 合計	1,768,783	1,545,783

*1 前年度に3,000円を入金した部会員が1名いた。

*2 退会した会員2名が誤って入金した年会費を返還した。

表1 会計資料

監査報告

監査の結果、執行及び証書保管について、問題はありません。

平成25年 4月28日

会計監査 阪田 蓉子 印

平成25年 4月22日

会計監査 渡辺 信一 印

野末俊比古（青山学院大学）

松本 直樹（大妻女子大学）

三浦 太郎（明治大学）

村上 泰子（関西大学,部会長代行）

安光 裕子（山口県立大学）

会計監査 阪田 蓉子（元明治大学）

渡辺 信一（元同志社大学）

議題 3. 第28期教育部会役員選出結果報告

（新役員紹介・承認）

■第28期教育部会役員選挙結果（協会第32期（2013年度～2014年度））

（略）部会報139号で報告の通り

■第28期（2013年度～2014年度）部会役員・会計監査

部会長 小田 光宏（青山学院大学）

幹事 荻原 幸子（専修大学）

川原亜希世（近畿大学）

瀬戸口 誠（梅花女子大学）

議題 4. 2013年度事業計画案

(1) 総会の開催（5月30日）

(2) 第99回全国図書館大会（福岡大会）分科会の企画・運営

(3) 研究集会の開催（2回程度）

(4) 部会報の発行（3～4回程度）

(5) 『会報』バックナンバーのウェブ公開

(6) 幹事会の開催（4～5回開催）

(7) 将来構想の検討

議題 5. 2013年度会計予算案（表2）

（単位：円）

	費目	予算	決算
収入の部	部会費収入	410,000	200名分と未納分
	事業収入	40,000	研究集会参加費など
	部会交付金	0	図書館協会から
	研究集会助成	0	同上
	繰越金	779,756	
	収入の部 合計	1,229,756	
支出の部	事務用品費	20,000	事務用品など
	振込手数料	24,000	部会費振込など
	通信費	350,000	部会報等の発送など
	交通費	200,000	幹事会交通費など
	会報等印刷費	300,000	部会報発行（印刷・封入）など
	研究集会等費	300,000	会場費・講師交通費など
	調査・編集費	0	
	予備費	35,756	
	選挙管理費	0	
	支出の部 合計	1,229,756	

表2 会計資料

2013年度 第1回研究集会の報告

<発表(1)>

図書館実習の実態

— 当該科目の開講にむけて —

川原 亜希世 (近畿大学)

1. はじめに

2012年、司書課程は新カリキュラムに移行し、新たに「図書館実習」が選択科目に加わった。そこで、この発表では、司書課程教員に対して、図書館実習の実態を紹介し、当該科目を開講するための提案をすることにした。なおこの発表は、発表者を含む4名が、2007年より行ってきた図書館実習に関する実態調査の結果をその基盤としている。

そこで、本発表ではまず実態調査の過程について説明し、次に調査によって明らかになった図書館実習の実態の一部を紹介する。そのなかで、司書課程教員が図書館実習の実施が困難だと考える理由を挙げ、続いてそのうち主な2つの要因について提案を述べる。最後に、今後の研究の方向について述べ、引き続き、調査への協力をお願いする。

2. 実態調査の過程

この実態調査には、実習生を送り出す司書課程を対象としたものと、彼らを受け入れる公立図書館を対象としたものがある。前者から説明する。

2007年7月、全国の司書課程を対象に、図書館実習実施の有無を調査した。その調査結果に基づき、翌年の1月、実習を行っている司書課程に対して、その内容について調査を行った。続いて同年3月、実習生が20名以上いる司書課程のうち、調査に協力を得られた4校を訪れ、図書館実習を支える仕組みと実習の効果について、担当者にインタビューを行った。これら3つの調査の結果は、「司書課程における図書館実習の現状」(『図書館界』61(3)2009.9)として公表してい

るので、参照してほしい。続いて2011年9月、新カリキュラム開始を機に「図書館実習」を開講する司書課程の数を知らため、ふたたび全国調査を行った。

次に公立図書館を対象とした調査について述べる。まず2009年9月、公立図書館がある自治体を対象に、図書館実習の受け入れ状況について全国調査を行った。この調査の結果は、「公立図書館における図書館実習受け入れの現状」(『図書館雑誌』104(5)2010.5)として発表した。続いてこの調査結果に基づき、2010年4月、実習生を受け入れたことのある公立図書館を対象に、図書館実習の内容などを調査した。さらに同年8月、これらの図書館から実習マニュアルの収集を行った。

最後に、すべての実態調査の結果を基に、今年4月、JLAから『図書館実習Q&A』を刊行した。

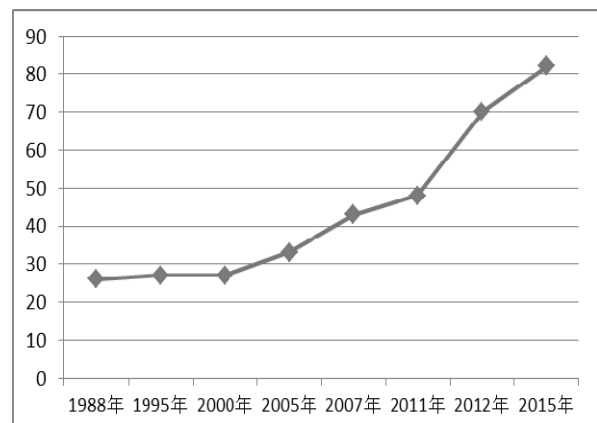
3. 図書館実習の実態

実態調査の結果から、次のことが明らかになった。

3.1. 図書館実習を行う大学は増えている

下のグラフは『日本の図書館(情報)学教育』(1988・1995・2000・2005年版)を調べたものに、2007年、2011年の実態調査の結果を加えたものである。2012年・2015年の数は、2011年の調査で実施予定と答えた大学の数を加えた予測値である。図書館実習を行う司書課程は増えており、新カリキュラムを機に新たに取り組もうとするところも多い。

図書館実習を行っている大学の数



3.2. 公立図書館の64.6%には図書館実習受け入れの実績があり、受け入れには前向きである

公立図書館の実習生受け入れの実績は下表のとおりであり、回答した都道府県、政令指定都市はすべて、図書館実習を受け入れた実績がある。

公立図書館の受け入れ実績（2009年調査）

設置自治体	回答数	ある	ない	分からない	「ある」の割合
都道府県	44	44	0	0	100.0%
政令指定都市	15	15	0	0	100.0%
東京23区	19	16	3	0	84.2%
市	606	465	129	12	76.7%
町	357	146	195	16	40.9%
村	25	3	18	4	12.0%
合計	1,066	689	345	32	64.6%

続いて下の表は、実習生を受け入れたことがない自治体に、その理由をたずねた結果をまとめたものである。回答した自治体の84.3%は、そもそも「依頼されたことがない」のであり、依頼を断ってはいない。

実習生を受け入れたことがない理由（2009年調査）

設置自治体	回答数	依頼されたことがない	受け入れの人的体制が不十分	実習の効果に疑問	その他
都道府県	0				
政令指定都市	0				
東京23区	3	1	2	0	1
市	129	110	47	0	4
町	195	166	83	3	13
村	17	13	9	0	0
合計	344 (100%)	290 (84.3%)	141 (41%)	3 (0.9%)	18 (5.2%)

*複数回答可

ちなみに、実習生受け入れの実績がある自治体の36.5%は、受け入れる実習生に条件を設けている。最も多いのが、その自治体または近隣の出身者、次がその在住者、その次がそこにある大学の学生であることである。実習生を受け入れる理由をたずねた調査で、「実習生受け入れは利用者へのサービスの一つ」を挙げている自治体があることから、実習生の条件が図書館利用者の条件と重なっているのだと考えられる。

3.3. 実習におけるトラブルは少ない

2010年に、図書館実習におけるトラブルについて、実習生を受け入れたことがある公立図書館を対象にア

ンケートを行った。その結果、有効回答数252のうち93.7%が、トラブルはなかったと答えている。

少し付け加えておくと、数少ないトラブルの内容は、実習生に関しては、意欲が乏しい、態度が悪い、無断欠席、体調不良、基礎知識の不足などである。大学に関しては、事前連絡が不足、遅い。5日間では十分な実習ができないなどだった。

3.4. 図書館実習は図書館就職にプラスである

2007年に図書館実習を行っていた司書課程（29校）を対象に、実習生の図書館への就職についてたずね、次のような結果が得られた。「実習機関の正規職員に採用されたことがある」6校（20.7%）、「非正規職員に採用されたことがある」15校（51.7%）。重複分（4校）を差し引いても、17校（58.6%）に実習機関における採用の実績があった。

続いて、学生における実習の効果についてたずねたところ、「図書館の仕事やサービスへの理解が深くなる」25校（86.2%）、「図書館への就職意欲が高くなる」23校（79.3%）、「授業の理解が深くなる」14校（48.3%）となった。「図書館への就職意欲が減少する」3校（10.3%）、「図書館の仕事が自分に合わないと分かる」6校（20.7%）は、一見マイナス評価のように見えるが、学生が自分の適性を見直し、就職のミスマッチを防ぐ機会になったという意味ではプラスと考えられる。

3.5. 司書課程の教員が実習を実施できないと考える主な理由は、実習先の確保と教員の人手不足である

2011年の調査によると、司書課程教員が図書館実習の実施は困難であるとする理由は以下の通りである。「実習先の確保が難しい」28校、「教員の人手不足」17校、「短大は授業時間的に難しい」5校、「学内事情」4校だった。

そこで次に、「図書館実習」を開講するために、実習の実施を困難にしている主な2つの要因について検討を行う。

4. 「図書館実習」の開講にむけて

ここでは、実習の実施を困難にしている、2つの要

因「実習先の確保が難しい」、「教員の人手不足」について、検討し、提案を行う。

4.1. 実習先の確保が難しい

実習先の確保が困難かどうかは、実際に問い合わせるまでから判断すべきである。既述の通り、実習を受け入れたことがない公立図書館の多くは、「依頼されたことがない」のであり、依頼を断ってはいない。

なお依頼する際にはまず、学生の出身地、居住地、大学所在地の公立図書館から始めるべきである。なぜなら、先に述べたとおり、公立図書館のなかには実習受け入れを利用者サービスの一つと考えているところがあるためである。

それと最近、文科省は公立図書館以外での実習による単位認定を容認し始めている。認める際の基準として、一般公開されている図書館であることを挙げており、地域に公開している大学図書館や、国立国会図書館での実習も認められるようになっている。

なお国立国会図書館と、いくつかの府県立図書館は、インターネット上で実習生の募集を行っている。こういった機会もうまく活用したい。

4.2. 教員の人手不足

「図書館実習」を必修科目ではなく、選択科目として開講するならば、履修する学生の数は教員が心配するほど多くはない。2007年度の調査では「図書館実習」を選択科目として開講する大学において、実習生の数は1校当たり平均6.5名、実習図書館数は同4館だった（例外的に多い筑波大学を除く）。つまり人手不足を心配するほど、実習したい学生の数は多くなかったのである。

それでも人手不足が心配ならば、最初に実習生の数を制限すべきである。履修登録の前に、「図書館実習」を履修するための条件（学年・履修済み科目・成績など）や、履修登録できる人数の上限を設けることで、実習生の数をコントロールすることができる。

実習生は、本気で図書館就職を希望している、成績の良い学生に限定すべきである。そうすれば実習中の学生のトラブル（態度が悪い、知識不足など）は減り、その分の人手はかからないことになる。

以上のことから、2つの要因には対策が立てられることは明らかである。司書課程教員には実習をできない理由を探すことよりも、少人数からでも実習を始めるための工夫を考えて欲しい。

5. 今後の研究の方向について

今後の研究の方向については次のように考えている。2012年度から「図書館実習」が選択科目となったことで、司書課程における図書館実習には、大きな変化が生じるものと考えている。そこで、引き続き、図書館実習を行う司書課程の数を追いつき、教員の実習に対する意識の変化を調べたい。

これに加え、学生の図書館実習経験が図書館就職にどのような影響を与えるのか、実態調査を行いたいと考えている。実習生と受け入れ図書館の職員の実習前後の意識の変化、実習経験者の図書館への就職の実績などを調査し、「図書館実習」がどのように就職・採用に影響を与えるのかを詳しく確かめたいのである。そのデータを基に、より図書館就職に役立つ「図書館実習」へと改善していくための提案を行いたい。

以上のような調査を行うためにも、今後とも引き続き、司書課程教員の皆様、図書館職員の皆様にご協力をお願いしたい。

<発表(2)>

公立図書館での実習 — 府中市立図書館の場合 —

坪井茂美（府中市立図書館）

1. PFI事業による中央図書館運営

府中市立図書館は、中央図書館と12の地区図書館全13館で運営している。全てが複合施設であるが、ほぼ半径1km圏内にあり、利用者は小さい子どもから高齢者までと、地域に根ざした図書館と言える。

その中で、老朽化し手狭になった中央図書館は、PFI事業により平成19年12月1日、新たに開館した。地上5階地下1階の、市民会館との複合施設である。

3～5階が図書館部分であり、地下1階に約70万冊の容量がある自動出納書庫を設置している。

PFI事業での運営だが、市職員が館長以下27人おり、選書や登録、レファレンス、児童サービス、ハンディキャップサービス、地域行政サービス等を行っている。事業者（当館は図書館流通センター）は、貸出・返却、書架整理、発注・受入業務、講座等事業の企画・運営等を分担している。

実は、この点が、図書館実習で、手順や課題における重要なポイントになる。

2. 実習のはじまり

はっきり記録が残っていないのだが、少なくとも、平成10年には、実習生複数人を同時に受け入れている。希望者があればということで、依頼があると先着順で受入を検討する。

実習内容は、カウンター業務をはじめ、受入などの内部業務、おはなし会の実演、地区図書館での体験研修等を行う。各担当からの仕事内容の説明も行う。

府中市では、司書採用の制度がない。そのため、現在、司書資格を持つ正規職員は少なくなったが、自分たちに続いてくれる方の経験になるならと考え、できるだけ受け入れている。なお、毎年ではないが、嘱託職員を募集しており、こちらは、図書館の意向で、司書資格または学芸員資格を有する条件としている。その中に、優秀だった実習生が、臨時職員、そして嘱託職員へと、現在も働いてくれている。

3. 受入までの手順

はじめに、大学からの依頼から始まる。手紙がほとんどで、「希望者がいたら受け入れてくれるか」という具体的でない場合もある。当館は、あくまで先着順なので、その時点で人数を制限し検討をする。

ここでのポイントが、市職員だけでは受入を検討し決定できないということである。主な実習内容であるカウンター業務や都立図書館や地区図書館の巡回便の処理、在庫している資料の予約処理等が、PFI事業者の分担だからである。

そこで、事業者と日程及び人数について調整する。実習は、ほとんどが夏休み期間なので、図書館としても大変混雑する時期であるため対応が難しく、実習生が複数人の場合、1回の説明で済むよう同じ日程にしている。実際、実習中は、事業者の仕事を行う場合も、実習生1人に事業者スタッフが1人つき、説明やフォローをする。それらを考慮すると、人数も1人または2人が限度である。また、地区図書館での実習も、通える範囲の館に依頼している。

調整がつくと、内々に承諾の連絡をし、正式な依頼を大学側にお願いし、市でも受諾書を作成する。同時に、市及び事業者で、実習日程を組む。

4. 時間割

実習日程は、大きく3つに分けられる。

①初日・2日目に、市の各担当者からの説明 ②事業者実施中心でのカウンター業務等 ③地区図書館での実習、である。

初めの2日間は、当館が公立図書館で、レファレンスや児童サービスなどと、あらゆるサービスを行っている。各サービス40～50分程度の説明が次々とされるのである。（各担当の市職員が説明を行う。市職員にとっても、自分の仕事を客観的にまとめ、見直すいい機会になる。）

3日目以降は、早速カウンターでの貸出・返却を中心に、配架や巡回便の処理、予約資料の引抜き、装備・修理、そして、毎週月曜日に行われる選定会議への出席やおはなし会等での実演等、初めての仕事が組まれている。実習生からすると、かなりハードかもしれない。

期間中に、1回しか体験しないものもある。おはなし会を実演する場合は、絵本の読み聞かせをお願いしている。当市では、おはなし会はおはなしボランティアの方と協働で行っているため、事前に読む絵本を選ぶ場合重ならないようにして、さらに、児童サービス担当の前でリハーサルも行う。

次の時間割は、2010年の事例の一部だが、細かく組まれており、これに合せて、実習生も図書館側も動くのである。

図書館実習生時間割（市側担当分） 2010年の事例

実習日	時間	実習内容	実習場所
8月2日(月)	9:00～9:40	府中市立図書館とは	5階会議室
	9:45～10:00	業務説明	5階会議室
	10:10～12:00	館内見学・末端操作説明	館内・5階検品室
	12:00～13:00	休憩	
	13:00～13:40	管理業務について	5階会議室
	13:50～14:30	視聴覚について	5階会議室
	14:40～15:20	督促について	5階会議室
	15:30～16:00	実習まとめ	
8月3日(火)	9:00～9:40	リクエストについて	5階会議室
	9:50～10:40	レファレンスについて	5階会議室
	10:50～11:50	郷土資料・新聞・特別文庫について	5階会議室
	12:00～13:00	休憩	
	13:00～13:10	児童サービスについて	5階会議室
	15:50～14:30	ハンディキャップサービスについて	5階会議室
	14:40～15:20	雑誌について	5階会議室
	15:30～16:00	実習まとめ	

Aさん	9:00～9:50	書架整理	3階
	10:00～12:00	窓口・配架業務	3階
Bさん	9:00～10:50	窓口・配架業務	児童
	11:00～12:00	学習室受付	5階事務室
	12:00～13:00	休憩	
	13:00～14:00	リトルバード	
	14:10～15:20	特集棚	5階会議室
	15:30～16:00	実習まとめ	

8月5日(木)	9:00～10:50	窓口・配架業務	AV
	11:00～12:00	学習室受付	5階事務室
	12:00～13:00	休憩	
	13:00～15:20	窓口・配架業務	児童
	15:30～16:00	実習まとめ	
8月6日(金)	9:00～10:50	窓口・配架業務	4階
	11:00～13:00	地区館振り分け	B1
	13:00～14:00	休憩	
	14:00～15:00	装備・修理	5階事務室
	15:00～15:20	庶務雑務	5階事務室
	15:30～16:00	実習まとめ	
8月5日(木) ～6日(金)	9:00～16:00	地区館実習	生涯学習センター図書館

5. 課題

今までの話の中でもお伝えしてきたが、3点にまとめられる。

1点目は、日程の調整である。先着順で受け付けているため、1人目の実習生の希望日程が優先となる。もちろん、その日程で図書館側の調整も行うが、できるだけ希望どおりにしている。

そうすると、もし、2人目からの依頼があった場合には、同じ日程内にしていただくようお願いしている。それも、できるだけ、始まりは同じ日から。初日・2日目に、各担当の説明が入っているためである。

全実習生に、同じように説明や体験をしていただきたいが、実習生1人に職員・スタッフが1人つくため、人員の配置を考えると、長期間に渡るのは難しい。そのため、複数人の場合は、説明等がまとめてできるようにしたいと考えている。

2点目は、市とPFI事業者との調整である。日程にしても、実習内容にしても、事業者の協力なしでは実施不可能である。そこで、大学から具体的な依頼が来たとき、担当者同士の打合せを行い、調整する。また、日程の大枠が決まれば、どの日に何を行うかを、さらに調整するのである。

3点目は、時期である。先に申しあげたが、夏休みに集中する。しかし、図書館側の体制も難しいものがある。利用者が一番多い時期であるため、カウンターでも常に利用者の対応をしている。貸出量も予約量も多いので、そちらに対応する時間も長くなる。その中での実習なので、実習生に対してもていねいに説明できずに申し訳ないこともある。

とはいえ、9月に入ると、中学生の職場体験も多くなるため、これもまた困難になってしまう。夏の公立図書館の現状も把握してもらおうと考えて、受け入れている。

以上の3点とも、図書館の都合である。しかし、できるだけ、実習生を受け入れ、将来の公立図書館の職員として、仕事をしてくれると嬉しい。そのための図書館側の努力は惜しまない。

<発表(3)>

国立国会図書館図書館情報学実習 について

松 井 俊

(国立国会図書館関西館図書館協力課)

国立国会図書館では、図書館協力事業の一つとして、国内外の図書館員等を対象とする研修事業を行っており、さらに、大学の図書館情報学課程及び司書課程の学生に対しても、「国立国会図書館図書館情報学実習」という名称の受託研修（いわゆる図書館実習）を行っている。本稿では、国立国会図書館における図書館実習受入れの歴史と、現在行っている実習の概要、そして評価と課題について紹介する。

1. 実習受入れの歴史

国立国会図書館における図書館実習の受入れは、古くは1962年、図書館職員養成所（図書館短期大学、図書館情報大学を経て、筑波大学と統合）の学生を受け入れたことに始まる。学生6名に対し、図書館実務の実習と当館の機能等に関する研修を2週間程度実施した。その後も受入れを継続的に実施し、関西館開館後はそれまでの東京本館での実習に加えて、関西館を会場とする科目も取り入れた。また、2003年からは国際子ども図書館単独での受入れを開始した。

開始当初から、図書館実習の受入れは大学からの依頼に基づいて行っていたが、2006年から国際子ども図書館の実習を、2009年からは東京本館及び関西館の実習を、それぞれ公募により行うようになった。なお、この時から関西館単独での受入れを開始し、東京本館、関西館及び国際子ども図書館の3館それぞれで実習を行うようになった。

2. 図書館情報学実習について

(1) 概要

東京本館は8月下旬、関西館と国際子ども図書館は9月上旬に実習を行っている。東京本館の実習と関西館の実習は関西館図書館協力課が、国際子ども図書館

の実習は国際子ども図書館企画協力課が、企画・運営等を担当している。それぞれの実習期間及び定員は表1のとおりである。

施設	実習期間	定員
東京本館	10日間	4名
関西館	6日間	4名
国際子ども図書館	9日間	2名

表1 実習期間及び定員（2013年度）
（実習期間は休日を除く実日数）

(2) 実施までのスケジュール

実習の実施にあたってのスケジュールを表2に掲げる。

前年12月～1月	館内受入れ部署との調整 →プログラム概要の決定
2月	オーソライズ（決裁）
3月～4月	実習生募集
4月末	選考、受入れ通知
5月～6月	詳細プログラム検討
8月～9月	実習実施

表2 実施までのスケジュール（2013年度）

まず、前年の12月に、各科目の講師を担当する各部署に対して、図書館実習の受入れが可能かどうか確認を行う。決裁手続きを経て、実習生の募集を開始するのは3月初旬である（締切りは4月下旬）。選考とその結果の通知は可能な限り速やかに行い、大学側の後続作業（別の実習先の確保等）への影響が少なくなるようにしている。その後、各部署で実習内容の詳細を検討し、8月・9月に実習生を迎える。

(3) 募集

応募に際しては、大学で取りまとめて申し込んでいただいている。各大学から、東京本館及び関西館は2名、国際子ども図書館は1名を上限に応募可能であるが、同じ学生による3館の間の併願はできない。また、実習希望者は、大学で図書館実習に関する科目を履修している必要がある。その他詳細は国立国会図書館ホームページに掲載されている過去の募集案内を参照いただきたい（トップ>新着情報>ニュース>2013年3月4日 平成25年度図書館情報学実習生の募集について（http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2012/1199798_1827.html））。

(4) 実習プログラム

8月19日(月)	○オリエンテーション ○当館の概要 ○関西館の概要 ○電子情報に係る業務 ○当館の施設
8月20日(火)	○電子情報に係る業務 ○収集・書誌データ作成及び提供業務
8月21日(水)	○収集・書誌データ作成及び提供業務
8月22日(木) ～23日(金)	○利用者サービス業務
8月26日(月)	○国会サービス業務
8月27日(火)	○国会サービス業務 ○利用者サービス業務
8月28日(水) ～29日(木)	○利用者サービス業務
8月30日(金)	○図書館協力の概要及び支部図書館制度 ○実習懇談会

表3 東京本館プログラム (2013年度)

9月5日(木)	○オリエンテーション ○当館の概要 ○図書館協力業務 ○館内見学
9月6日(金)	○収集・書誌データ作成及び提供業務 ○図書館協力業務
9月9日(月)	○電子図書館業務
9月10日(火)	○電子図書館業務 ○資料提供及びレファレンス業務
9月11日(水)	○資料提供及びレファレンス業務
9月12日(木)	○アジア情報サービス業務 ○実習懇談会

表4 関西館プログラム (2013年度)

9月3日(火)	○オリエンテーション ○企画協力課業務
9月4日(水)	○児童サービス課業務
9月5日(木)	○児童サービス課業務
9月6日(金)	○資料情報課業務
9月7日(土)	○児童サービス課業務
9月9日(月)	○東京本館見学
9月10日(火)	○資料情報課業務
9月11日(水)	○資料情報課業務
9月12日(木)	○絵本の読み聞かせ練習 ○懇談会

表5 国際子ども図書館プログラム (2013年度)

表3から表5は、2013年度の実習プログラムである。それぞれの館で行っている業務・サービスを網羅的に取り上げるようにしている。近年行われた特徴的な内容を挙げると、「国会議員からの（架空の）調査依頼への回答作成」（東京本館・国会サービス業務）、「カレントアウェアネス-Rの記事作成」（関西館・図書館協力業務）、「絵本の読み聞かせ練習」（国際子ども図書館）などがある。

3. 評価と課題

実習生による実習日誌の記載からは、国会サービス、電子図書館サービス等、当館ならではの業務について学べる点が好評に見受けられる。さらに公募制により、所属・学年が異なる学生と一緒に実習を受けることになり、活発な交流が行われていることも特長である。当館にとっても、日々の業務の場の実習生を受け入れ、外部の視点による質問や感想を受けることは、業務の見直しにもつながり有用であると考えられる。

課題としては、多様な業務・サービスを取り上げるため、講義形式の科目が多く、実作業の時間が比較的少ない点が挙げられる。演習・実習形式の科目を要所で取り入れ、実習生がより深い理解を得られるように工夫している。また、日常業務に追われ、年々、実習時間の確保が難しくなっている。業務・サービス担当部署との間で図書館実習の意義を共有することで、内容、時間数とも充実した実習を行ってきたい。

さらに、例年、定員を若干上回る程度の応募状況で、応募大学数に頭打ちの傾向がみられることも課題の一つである。応募要領等の改善を行い、より多くの大学が応募できるよう検討を進めていきたいと考えている。

質疑応答

(敬称略)

司会：瀬戸口 誠

司会：国会図書館の松井氏に実習校の選定基準についての質問が寄せられているが、どのようになっているか。

松井：志望理由書を拝見して判断することになる。できるだけ多くの大学に機会を得ていただけるようにしたいと考えている。来年度からは個人単位ではなく大学単位での募集も検討中であるが、その際の選定は抽選になることが考えられる。

若松昭子（聖学院大学）：個別の大学の事情に応じて、実習日数の調整は可能か。

松井：東京本館が10日間、関西館が9日間である。様々な部署の協力のもとに実施しており、個別の調整は難しいと思われる。

司会：川原氏への質問が届いている。実習を受けている学生数の平均はどの程度か。

川原：一館あたり1～2名程度である。

司会：続いて、府中市では事前申し込みということだが、先着順の場合、いつ頃から受付を開始しているか、という質問である。

坪井：明確な定めはないが、だいたい当該年度が始まってからである。具体的な実習生の名前が確定してなくても、枠を確保することは可能である。

司会：受け入れメリットは何か、また実習料は徴収しているか、という質問についてはどうか。

坪井：図書館にとっては図書館の仕事を知ってもらうこと、図書館員にとっては、自分たちの仕事の内容を整理して上手く伝えられるようになる、ということがメリットと言えるだろう。個人的に言えば、自分自身が司書の資格をとって図書館でやりがいを持って働くことができおり、ぜひ後に続けてもらいたいという強い気持ちが支えている。実習料はまったく徴収していない。

司会：受託事業者の実習を担当させるという考えはあるか。

坪井：府中市の場合は、市の職務と事業者の職務が契

約ではっきりと分かれており、実習は契約外である。これを事業者に委託することは考えていない。

司会：大学から国立国会図書館に単位認定依頼はあるか。

松井：実習ノートに評価を記入することはあるが、単位認定そのものをしたことはない。

小田光宏（青山学院大学）：4月23日に実習応募者の名前を入れた形で締め切りが設定されているが、図書館実習は選択必修であり、大学の科目登録のスケジュールを考えると対応が難しいのではないかと。締め切りを遅くすることも考えていただきたい。

松井：参考にしたい。

村上泰子（関西大学）：本学の場合には逆に前年度に事前登録の上、春学期に図書館実習の科目を置いているため、締め切りが5月にずれこむことになると全体の調整が難しい。大学によって事情に差があり、受け入れる側はそれらすべてに対応することはできないだろう。大学側でどのようなやり方が相応しいのか調整することも必要ではないか。

司会：本学は後期に実習を置いているため、夏に実施されるプログラムには参加できない。現時点では、図書館側で最も適切と考えられる時期と方法で実施していただくのが良いのかもしれない。

司会：実習に適切な年次についての質問がある。

川原：実習を行うにはある程度の科目を終えていなければ難しいので、大学で実習を許可する条件としては、短大であれば2年次、四年制であれば3年次以上ということになるだろう。以前に実施した調査では、3年次以上に限定している、指定科目の履修を条件にしている、という大学が多く見られた。そのほか1年次の成績、必修全科目履修などを条件にしているところもあった。

坪井：過去の実習生10名の内訳は、3年次5名、4年次5名だった。当館で特に条件を設けることはしていない。

松井：当館も同様である。

司会：実習簿には評定欄などが設けられている場合もあると思うが、実習生の評価をするにあたって悩まれたことはあるか。

坪井：5段階などの評定をした経験はない。実習簿にコメントを付すことはある。委託業者が担当している職務について業者の担当者がコメントを記入することもあるが、総合的な所見は市の職員が記入をしている。また最終的には館長と課長補佐が毎日実習簿を見ることになっている。幸いなことにこれまで大変熱心な学生さんが多く、評価に悩んだ経験はない。

小田：『図書館実習Q & A』には実習簿の評定欄のサンプルが付されており、優・良・可・不可の記入欄がある。これをサンプルとされた検討経緯を教えてください。こうした評定をお願いするのがよいのか、それとももう少し概括的なコメントをお願いしたほうがよいのか、受け入れ側のご意見もいただければ有難い。

川原：最終的に成績を付けるのは担当教員だが、事前、事後の学習に実習期間中の成績を加えて評価すべきと考えている。サンプルは近畿大学のインターンシップで使用されている書式を参考にしたものである。

坪井：もしそのような評価欄が設けられていれば、それに対応することになると思う。

伊豆田幸司（近畿大学中央図書館）：実習の期間と内容についてのお考えをうかがいたい。

松井：実習期間はいくつかの大学に事前調査をした結果に基づくものである。

坪井：できるだけ大学側の希望に沿うようにしている。

松田泰代（山口大学）：文科省は実習は10日間、1日8時間必要と指導しているが、地方では実習受け入れ館が少なく、実習期間等も受け入れ館の要望に従わざるを得ないため、期間を一律に設定することは難しい。その分を事前指導や事後指導で補っている。

大谷康晴（日本女子大学）：実習2単位であれば文科省の指示する時間が当然必要になる。ただし「図書館総合演習」の科目を使えば、もう少し柔軟な運営が可能である。実習実施大学数が増加すると、実施の在り方について一定のコントロールが必要になってくるだろう。中長期的な検討・議論が必要ではないか。

若松：実習はこれまで大学によって期間もまちまちで、内容等も組織化されておらず曖昧だったと思われる。受け入れ側の対応も実に様々である。今後このような公の場で、それらを少しずつ整えていくことが必要だろう。

司会：図書館実習の位置づけや中身を、現場の方との意思疎通を重ねながら充実させていくことは、教育部会の中長期的な課題のひとつになるだろう。

（文責：村上泰子）

..... 参加者の感想

ダウンサイジング

柳 勝 文（龍谷大学）

図書館実習のことがよくわかったと改めて思った。今回JLAから出版された『図書館実習Q & A』を手元に備えれば、今後の不測の事態に対しても安心して対応できるのではないかと思った。私は数年前に司書課程を新設した大学で図書館実習を担当しているが、当初は見通しがきかなくて心配することが少なくなかった。実習希望者は調整可能な人数が集まるのか、実習受け入れ館は見つかるのか、トラブルに対応できるのかなど、あとから振り返ると杞憂でしかないのであるが、事情がよくわからないために不安を払拭できなかったのである。今回の集会では実習受け入れ館の担当者の発表が2件あったが、受け入れ側のこまやかな配慮によって図書館実習が成り立っていることを改めて痛感した。一般に財政状況が厳しいなか、実習受け入れの停止や実習期間の短縮が一部で見られるが、多くの図書館では継続的に実習を受け入れてきている。背景にある受け入れ館側の熱意に応えられるよう、事前学習から事後学習まで一層頑張りたいと思った。今回の出版と研究集会によって図書館実習の普及に拍車がかかると予想される。新規に図書館実習を始めたところ

が安定する数年をめどに、他館種も含めた多様な図書館現場における実習内容を検証して共有できるような形での改訂作業を期待する。

総会では、部会の今年度の事業計画に「将来構想の検討」が挙げられた。部会名の変更と部会費徴収の廃止が部会規程に組み込まれた。少子高齢化が進むなか、ダウンサイジングを検討する必要があるだろう。今回の出版と研究集会は近畿地区図書館学科協議会における多年の蓄積を展開させたものであったが、同様の展開や連携を推進することも期待する。長期にわたって定期的に作られてきた『日本の図書館(情報)学教育』は平成16年を最後に調査されていないが、負担が大きくなるような技術的解決策を期待する。

部会は今後2、3年で大きく変わることが予想される。部会費を徴収せずに運営するには抜本的な改革が求められるだろう。より多くの人々の意見をすくいあげてまとめていくような機会や仕組みを工夫することが望まれる。

図書館実習の実態と課題

早野 喜久江 (二松学舎大学)

発表を聞いて、送り出す側(大学)・受け入れ側(図書館)の双方の実態を知ることができた。

2011年度の調査では48校が図書館実習を行っており、今後はさらに増加の傾向が予想されるとのことである。公立図書館の6割は図書館実習受け入れの実績があり、「社会教育機関として大学教育にも協力すべき」という考えで受け入れには前向きとのこと。また危惧される図書館実習におけるトラブルも少なく、むしろ学生における実習効果はプラスであり、学生の図書館への就職意識も増し、自分の適性を再認識する機会となるようだ。

受け入れ側の図書館の事例を聞いてみると公立図書館(府中市立図書館)の場合、平成10年より実習生を受け入れ、事前の打ち合わせ・毎日の時間割が規則正しく決められ10日間の実習が行われている。また実習

生を受け入れるメリットとして職員の意識の向上をあげられていたことが印象深い。職員の緊張感は図書館運営にプラスに働くという。

国立国会図書館の場合は、実習生の受け入れは昭和36年からというから歴史は古い。当初は依頼により実施していたようだが、公平性を期するため現在は公募の受け入れが行われており、1館につき2名まで(国際子ども図書館は1名)とのこと。なぜか館によって実習期間が異なることが気になる。(東京本館は10日間、関西館は6日間、国際子ども館は9日間。)

学生が司書資格取得の上で、図書館実習は現場を理解する貴重な機会と考えられ、また受け入れ側にとっても運営上効果のあることが分かった。実習期間の問題では、2単位認定とすれば2週間(実質10日間)位が妥当か。実習とはいえ、即戦力として現場で求められる知識・能力を具体的に体験することになる。送り出す側として、実習が必修の場合は全員を送り出すことになるが、選択の場合は必修科目履修済みの学生を推薦するのか、また履修年次等各大学での検討課題もありそうだ。

今回の研究集会のテーマは図書館実習を考えている大学においては、受け入れ側(図書館)の方々の貴重な報告を聞くことのできた時宜を得た集会だった。

…………… 参加者のアンケートから ……………

回収できたアンケート 20名

質問1 協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会会員・図書館学教育部会会員	14
日本図書館協会会員・図書館学教育部会非会員	2
日本図書館協会非会員	4

質問2 テーマの設定について

適切だった	20
適切でなかった	0
どちらともいえない	0

質問3 プログラムについて

適切だった	20
適切でなかった	0
どちらともいえない	0

質問4 内容について

適切だった	20
適切でなかった	0
どちらともいえない	0

質問5 今回の分科会に関するご意見

- ・とても興味深いテーマでした。今後のことを考える上で、参考になりました。
- ・今後とももう少しこのテーマについて研究集会を設定してほしい。
- ・具体的な図書館実習の実態が分かって、大変参考になりました。
- ・多様な立場の方々の考えや実態が分かってよかった。
- ・希望者が増えた時にどのような方策があるのか気になりました。
- ・他大学の実習の状況や受け入れ側の事情の一端が分かり、勉強になりました。
- ・平日のため参加者が少なく惜しいと思います。
- ・最後のほうで話題になりました図書館実習の中身と期間、評価法等の規準化・標準化について、今後深めるような集会が必要と思います。

質問6 図書館学教育部会の活動全般に関するご意見

- ・今後とも図書館学教育関連で現場の声が広く伝わるような企画をお願いしたい。
- ・今後とも新カリキュラムの科目について取り上げていただきたい。
- ・実習の内容についてのお話があればまた参加したいと思う。
- ・次に『日本の図書館情報学』を作るのであれば、その作り方や公開法などで衆知を集めてはどうか。

≡ 部会費の納入をお願いします ≡

2013年度部会費の納入を同封の用紙にてお願いします。昨年度（2012年度）部会費（2000円）の納入がまだの方は、併せてご送金ください。なお、できるだけATMをご利用ください。

振替口座番号 00190-2-16114

加入者名 日本図書館協会 図書館学教育部会

～ご予約ください～

2013年度 第2回研究集会

日時：12月14日（土）午後（時間未定）

場所：日本図書館協会2階研修室

共催：日本図書館協会学校図書館部会

テーマ：「学校司書」法制化について（仮称）

詳細は決まり次第、部会ホームページ等でお知らせします。どうぞご予約ください。

※本号同封の意見募集にもご協力をお願いします。



図書館情報学専門職教育プログラムのための ガイドライン

本稿は、IFLA Education and Training Sectionが、2012年に改訂公表したGuidelines for Professional Library/Information Educational Programsの日本語訳である。『現代の図書館』51巻1号（2013年3月）掲載の記事と同一であるが、本部会員に関心を寄せていただくことを期待して、ここに掲載するものである。

国際図書館連盟（IFLA）教育研修分科会

訳：日本図書館協会国際交流事業委員会

このガイドラインは、2012年夏の国際図書館連盟（IFLA）専門委員会（Professional Committee）の会議で承認を得たものである。

目次

要旨

はじめに

目的

ガイドライン

G1. 大きな枠組み

G2. カリキュラムの要素

G3. カリキュラム

G4. 教職員

G5. 学生

G6. 支援

G7. 教育資源と施設

参照

要旨

このガイドラインは、2000年に行われた前回の大幅な改訂に代わるものであり、21世紀に入ってからの図書館情報サービスの発展を反映させ、ライブラリー・スクールのカリキュラムに取り入れている。ガイドラインでは、図書館情報学教育プログラムにとって不可欠な目標の枠組みを設定した。すなわち、図書館情報学教育プログラ

ムに含めることが求められる有益なコア・カリキュラムの要件、教育プログラムに関わる教員、職員、学生にとって必要な事柄、そして、情報資源その他の資源によって教育プログラムを十分に支える必要性である。

はじめに

図書館情報学教育プログラムには、長く輝かしい歴史がある。過去の教育プログラムでは、図書館という建物の中における図書その他の資料のコレクション形成が中心に据えられ、図書館には、それらの資料の選択・収集・組織化・検索・貸出を学んだ職員が配置されてきた。今日の図書館情報学教育プログラムは、物理的なコレクションや建物の枠を超えてインターネットという仮想空間に広がっている。今日では公共部門・民間部門・第三セクターを問わず、さまざまな状況下における利用者への情報提供に重点が置かれているが、そこでの利用者とは必ずしも、図書館の建物や図書館環境に入ることができるとは限らず、あるいは入る意思をもつとも限らない。アーカイブズ・博物館・記録管理部門のパートナーとの協力がますます顕著になっており、共通の課題認識を教育プログラムに含めることが適切である。教育プログラムは、[学部・]実務レベル、大学院・専門レベル、研究・博士レベルで提供されている。ここに示されるガイドラインは、主に大学院と学部

レベルを対象とし、どちらも専門的な資格に繋がるものである。

前回 2000 年に大幅にガイドラインを改訂して以来、図書館専門職は多くの課題に直面してきた。なかでも無視できないのは、インターネットや他のデジタル技術とともに生じた課題であり、そのすべてがわれわれの日常生活の多くにまで持ち込まれている。それとともに、一部のライブラリー・スクールでは i-School の考え方が採用されるようになったが、これは、同じ国の中で同種のスクールが行っている、伝統的ではあるが未だ有効な図書館情報学教育のやり方と競合するようになってきている。また、図書館情報学教育で必要とされる多くの教育・知識基盤が、他の専門職、例えば、アーカイブズ学・博物館学・記録管理学の領域を含むことが明らかになっている。さらには、教育プログラムの知識基盤において地域固有の先住民問題 (indigenous matters) が欠落してきたことも指摘しておく必要がある。

IFLA 教育研修分科会 (Education and Training Section : SET) では、常任委員会 (Standing Committee) に、ガイドラインの改訂に責任をもつ小委員会を任命した。そのメンバーは、Gillian Hallam 教授, S.B. Ghosh 教授, Kerry Smith 准教授である。改訂版を以下に記す。

[執筆代表] Kerry Smith 准教授 : FALIA (オーストラリア図書館情報協会フェロー), IFLA SET ガイドライン小委員会委員長, 2012 年 7 月

目 的

達成目標

このガイドラインの目的は、世界中の図書館情報学教育機関 (ライブラリー・スクール) に対し、一連の望ましい実践の指針を提供し、教育プログラムを開始したり運営したりする際に利用されることである。このガイドラインは、教育プログラムの見直しと改善だけでなく、新しいプログラムを計画し、また比較するための実用的なツールとして利用できる枠組みを提供するものである。このガイドラインは、図書館情報サービス部門の新しい教育プログラムを計画する際にも用い

られることが期待される。

よく知られるように、国によっては順守されるべき広範な教育基準があり、この分野の専門職団体が、特に認証評価を行うために、LIS スクールにとって守るべき教育ポリシーを定めている。このガイドラインの原則 (principles) が、そのような国レベルの認証評価要件の基盤となることを期待したい。

ガイドライン

G1. 大きな枠組み

達成目標

図書館情報学教育プログラムの中身と組織における地位づけは、国内の他の職業・専門教育プログラムと同等である必要がある。専門職を養成するためには、教育プログラムが学位授与機関に置かれる必要がある。高等教育 (大学) レベルが妥当である。図書館情報学教育プログラムは、他の教育プログラムと同じ基準に基づいて、博士レベルの研究課程を提供する資格をもつべきである。

原則

使命 図書館情報学教育プログラムの使命は、一般公開された公式文書に明記する必要がある。プログラムの使命においては、政治的・社会的・経済的・実務的視点でその目的が述べられるべきだが、それは当該専門職における偏見のない価値観と合致している必要がある。使命は、サービス対象集団を同定し、国ごとのニーズに対応するものであり、独立・自立した機関でない限り、親機関の価値観と一致すべきである。図書館情報学教育プログラムは、関連する専門職と学問分野について認識されている事柄をはっきりと示す必要がある。

目的と達成目標 図書館情報学教育プログラムでは、その目的 (goals) を明記し、目的から派生する具体的な達成目標 (objectives) を掲げるべきである。その中で、プログラムの根本原理・原則・方法、専門分野、提供される養成レベル、教育・サービス・研究上の価値観、社会

で認識されている図書館情報サービスの役割についても触れるべきである。目的と達成目標は、しかるべき公式の機関から出される教育ポリシーと一致させる必要があり、また親機関や国から学生・卒業生の学習成果・能力として求められている資質を満たす必要がある。

計画と評価 図書館情報学教育プログラムでは、計画・評価の過程を明確にし、それらを定期的に行っていくべきである。そうした過程では、図書館情報学分野やそれを含む上位社会において今後予測される変化を踏まえつつ、ポリシーや手順が絶えず見直される必要がある。教員、職員、学生を計画・評価の活動に関わらせるとともに、設置機関や実務家にも意見を求めるべきである。教育プログラムは、その国で規範とされる教育要件や専門職認証評価要件を満たしていなければならない。

G2. カリキュラムの要素

達成目標

コア・カリキュラムでは、以下に挙げる要素が重要である。

- 過去の取り組みのうち、デジタル環境での取り組みに繋がるものを含めること
- カリキュラムの中に地域固有の先住民の知識と方法を組み込むこと

原則

図書館情報学カリキュラムのコア要素は以下のとおりである。

1. 情報環境・社会が世の中に及ぼす影響、情報ポリシー・倫理、図書館情報学の歴史
2. 情報の生成、伝達、利用
3. 情報ニーズの評価とそれに対応するサービス計画
4. 情報の伝達過程
5. 情報資源管理、これには情報の組織化・処理・検索・資料保存・修復が含まれ、表現形式や媒体も多様である
6. 情報の研究、分析、解釈
7. 図書館情報学分野のあらゆる成果とサービ

スに対して情報通信技術を応用すること

8. ナレッジマネジメント
9. 情報機関の運営
10. 情報と図書館利用の成果に対する量的・質的評価
11. 地域固有の先住民の知識パラダイムを認識すること

上記の要素すべてについて述べることは、この文書の範囲を超えている。しかし、コア要素 11 番目の地域固有の先住民の知識パラダイムについては、以下の指針を示す。

11. 地域固有の先住民の知識パラダイムを認識すること。その範囲は以下を含む。

- 地域固有の先住民の知識の重要性、多様性、構造についての理解
- 地域固有の先住民の「思考」過程・信条・言語が、先住民の知識の枠組みに内在していることの影響
- 地域固有の先住民の図書館利用者が必要とする情報資源やサービスについて調べる際、そうした人びとに合った調査方法を用いることが重要である点

これらの特徴は、その価値観を知ることによってさらに理解が深まるであろう。地域固有の先住民にはそれぞれ共通点もあるが、大きな違いもある。そのため、それぞれの先住民社会 (indigenous community) は、自分たち独自の価値観やテーマをもっている (自身の文化構造から派生する言語で表現される)。一方、先住民に共通する中核となる価値観やテーマとしては、伝統・保護・正統性・革新・敬意・言語の問題がある (Lilley, 2012)。

G3. カリキュラム

達成目標

図書館情報学カリキュラムは、プログラムの目的や達成目標に基づいて、統合された一連のコースやその他の教育的経験から構成されるべきであり、図書館情報学分野における研究や実践の理論

的枠組みを学生に提供するべきである。専門的な能力を修得し実践する機会も、教育プログラムの一環として必要である。専門分野で関心をもたれている事柄への認識が、そのプログラムに行きわたっていることが望ましい。

原則

公式文書 カリキュラムは、図書館情報学教育プログラムにおける各科目の目的・履修条件、内容、学習成果、評価方法を示すような、一般に入手できる公式文書である必要がある。

一般教育の範囲 幅広い一般教育（他の学問分野の主題）は、図書館情報学の専門家を養成する総合的教育プログラムの重要な構成要素であるが、学生はそうした一般教育を幅広く修得すべきである。

コアとなる図書館情報学の学習課題 政府や専門職団体が公表している教育ポリシーには重要な知識や技能が示されており、図書館情報学教育プログラムはそうした教育ポリシーに沿うべきである。

実習科目、インターンシップ、フィールドワーク 図書館情報学教育プログラムを通じて、専門的な理論とそれが現場でいかに応用されるかという相互作用を、学生に対して実践的に理解させる必要がある。高い学習成果を求める場合は、理論を応用した事例調査や図書館現場での活動プロジェクトを含めてもよい。

汎用性の高い技能 教育や成績評価を計画する際は、学生の対人コミュニケーションスキルや、チームで協働する能力、時間とタスクを管理する能力について、伸ばしたり高めたりする配慮が必要である。専門的なレベルでは、学生の分析力や問題解決能力を伸ばすことに重点を置くべきである。

教え方 遠隔学習やオンライン学習の方法が用いられる場合、カリキュラムの内容と教育の質

は、通学課程で体験される内容と同等である必要がある。こうした方法を提供する際は、技術的な要件を学生向け文書に明記しなければならない。

継続教育 実務に従事する図書館員や情報専門家にとって有益なワークショップや講習会を実施すべきである。それを通じて、図書館員や情報専門家は変化する社会の中で能力を保持することができるし、また教育者が現場の課題や動向を認識し続けることもできる。実施の際は他機関と提携を図ってもよい。

カリキュラムの定期的見直し 正式なカリキュラムの見直しは定期的に行い、次の見直しは、遅くとも2017年までに行うのが望ましい。見直しの際は設置機関・実務者・専門職団体、さらには学生・教員からの意見を入れるべきであり、IFLAの標準に関する委員会（Standards Committee）の監督を受けることになる。

G4. 教職員

達成目標

図書館情報学教育プログラムに携わる教職員は、親機関の同列の部門で与えられる地位と権限を同様に有するべきである。教育職や研究職は、教員に求められる学術的・専門的資格や管理能力、リーダーシップ適性を備えていることが望ましい。

原則

教員 教員（教育職）の数は、図書館情報学教育プログラムの達成目標をかなえるように十分に配置される必要がある。専任教員の資質として、所定の教育分野における高い研究能力や、情報技術に堪能であること、効率的に教育を進められること、持続した研究業績、適切な専門職団体に積極的に参加することが望まれる。専門的な科目を担当する教員には、他の学問分野において大学教員に求められるのと同様に、研究業績を持続的に発表することが求められる。

プログラムの主任 図書館情報学教育プログラムの主任は、親機関の同列の部門で与えられる地位と権限を同様に有するべきである。プログラムの主任は、教員に求められる学術的・専門的資格や管理能力、リーダーシップ適性を備えていることが望ましい。

教員の任命・審査・昇進 図書館情報学教育プログラムでは、専任教員の任命・審査・昇進について、同列の部門で作成されるのと同様のポリシーや基準を持つべきである。すべての専任教員が、世間に認知された学術機関で関連分野の学位を取得している必要がある。教員（教育職）の継続教育や専門性向上について明確にポリシーを文書化し、また科目内容や教授法が時宜に適切であるかどうかの検証についても、同様に明確にするべきである。

非常勤教員 非常勤教員は適切な資格を持ち、専任職員の教育能力を補完しバランスを保つことが望ましい。非常勤教員からの貢献は、プログラム全体と調和している必要がある。

一般職員 教員以外（事務職・事務補佐・技術職）の職員は、同様の部門にいる人びとに相当する資格を持っていることが望ましい。職員の人数と職種は、教員の任務遂行を助けるのに適していなければならない。

助言 図書館情報学教育プログラムを担当する教員は、教育機関と現場との相互関係をさらに深めるために、図書館や情報機関に助言を提供する機会を持つべきである。

G5. 学生

達成目標

学生の選考は、明文化され一般公開された判定基準に基づいて行われる必要がある。そうした判定基準では学生の関心、才能、知的・教育的背景、多様性が考慮されるべきである。

原則

アカデミックポリシー 学生募集、入学者選考、経済的支援、クラス分け、その他学生のための教育的・事務的な規則は、図書館情報学教育プログラムや当該教育機関の全体的な使命・目的・達成目標と一致している必要があり、はっきりと非差別的でなければならない。アカデミックポリシーは図書館情報学教育プログラムの対象となる集団のニーズと価値観を反映するべきであり、一般公開することが求められる。

入学者選考 学生の選考は、明文化され一般公開された判定基準に基づいて行われる必要があり、そうした判定基準では学生の関心、才能、知的・教育的背景、さらには多様性が考慮されるべきである。入学基準は矛盾なく適用される必要がある。

学習プログラム 図書館情報学教育プログラムの使命・目的・達成目標に沿って、学生が自分のキャリア願望を満たす学習プログラムを立てられるように支援する必要がある。学生の到達度評価は、矛盾なく公平に行われるべきである。学生と卒業生からのプログラム評価は、定期的実施される必要がある。

履修要件 図書館情報学教育プログラムを履修し終えるための要件は、公式文書に明記し、学生や今後入学を見込まれる者が見ることのできるようにする必要がある。要件を満たした学生は、学習レベルにあわせて、学位、卒業証書、あるいは資格証明書を授与される。

G6. 支援

達成目標

図書館情報学教育プログラムは、多くの場合、親機関の大きな教育組織の一部であり、必然的に質の高い支援と施設の保証が求められる。

原則

運営と財務

図書館情報学教育プログラムに関わる管理職、

教員、職員は、その教育機関内外の関連する専門職や学問分野について認識し、かつ意思疎通を図るべきである。さらに教育プログラムは、その機関の運営組織計画の中に確固たる地位を占める必要がある。教育プログラムは、教育機関の目的や達成目標と知的一体性を保つ限りで、自律性を備えるべきである。

ガバナンス 意思決定は、明確に規定されかつ公開されているポリシーに基づく必要がある。ガバナンスに対して、教員、職員、学生、卒業生、設置主体が関与することを進めるべきである。重要な決定事項と活動内容は文書化することが望ましい。

経済的支援 図書館情報学教育プログラムは、十分な経済的支援のもとで、現場の期待に応え、また別の同様な教育プログラムとも遜色のない、図書館情報学の学習課程を発展・維持していくべきである。年間予算はプログラムの主任が管理し、財源規模は学生数、教員数、事務・補助職員数、教育資源、設備と関連させる必要がある。

G7. 教育資源と施設

達成目標

図書館情報学教育プログラムに用いられる教育資源と施設は、最新に保たれるとともに、深さ、質・量ともに十分に有され、教育プログラムで提供される科目内容や教員の研究活動を支えることが求められる。

原則

図書館資源 図書館資源は、図書館情報学教育プログラムにおける教育・研究的側面を支援するために、最新かつ適切に保たれ、学生と教員が利用できる必要がある。そこには、印刷や電子形態の出版物、教育や研究を支援する一連の書誌的ツールとオンラインツール、その他の適切なメディアが含まれる。別の機関で所蔵される情報資源へのアクセス手段も整えておくべきである。

情報技術資源 コンピュータのハードウェアやソフトウェア、マルチメディア資源は、学生や教職員が利用でき、授業や教員の研究活動の際に求められる利用水準を満たす必要がある。

インターネット資源 教員と学生が適切にインターネットにアクセスし、利用できることが求められる。教育・研究のためのインターネット利用に関するポリシーは、図書館員にとって情報の知的自由への関心が高い点に力点を置いて作成し、公表すべきである。

物理的な施設 図書館情報学教育プログラムの施設は、教員、職員、学生がその目標を達成するのに十分な空間を提供すべきである。

<参照>

- Australian Library and Information Association (ALIA) see:
<http://www.alia.org.au/education/courses/accreditation.html> and
<http://www.alia.org.au/education/courses/criteria.html>
- Chartered Institute of Library & Information Professionals (CILIP) (formerly the Library Association (UK)) see:
<http://www.cilip.org.uk/jobs-careers/qualifications/accreditation/Pages/default.aspx>
- Lilley, A.S. (2012) . Introducing "Awareness of Indigenous Knowledge Paradigms" *IFLA core elements*. Available from: s.c.lilley@massey.ac.nz
- Medical Library Association (US), see:
<http://www.mlanet.org/education/policy/>
- Special Libraries Association (US), see:
<http://www.sla.org/content/learn/members/competencies/index.cfm>

2013年度 全国図書館大会第13分科会（図書館学教育）のご案内

日時： 2013年11月22日（金）10:00～16:20（受付 9:30～）

会場： 都久志会館401-402教室

〒810-8583 福岡市中央区天神4-8-10 TEL. 092-741-3335

テーマ： 図書館法改正と図書館情報学教育：テキストのこれから

趣旨： 2008年の図書館法改正により、司書課程設置大学等において2012年度から新カリキュラムが本学的に始動しました。法改正はといったい、図書館情報学教育や司書課程の教科内容に、どのような具体的変化をもたらしたのでしょうか。本分科会では、この分野のテキストの企画・編集・執筆が、司書課程や図書館情報学教育の今後のあり方を考える上で重要な意義を有するとの視点に立ち、関連出版各社から刊行されるテキストシリーズにおいて、監修的立場にある先生方3名にご登壇いただき、法改正の具体的影響とこれからの検討します。

予定しているプログラム：

- | | | | |
|-------------|-------------|-----------------------------|---|
| 10:00-10:10 | 開会挨拶 | 安光 裕子 | 総合司会（図書館学教育部会幹事）・山口県立大学教授 |
| 10:10-11:00 | 報告(1) | 図書館学教育の基盤創り：樹村房刊教科書監修者の立場から | 高山 正也 国立公文書館フェロー・慶應義塾大学名誉教授 |
| 11:00-11:50 | 報告(2) | 学文社テキスト監修の立場から | 二村 健 明星大学教授 |
| 11:50-13:00 | 昼食休憩 | | |
| 13:00-13:50 | 報告(3) | 東京大学出版会テキスト編集の立場から | — LIPER3：図書館員養成教育と図書館情報学の関係
根本 彰 東京大学教授 |
| 13:50-14:10 | 休憩 | | |
| 14:10-16:00 | パネルディスカッション | パネリスト | 高山 正也、二村 健、根本 彰
コーディネーター 大谷 康晴 日本女子大学准教授 |
| 16:00-16:20 | 閉会挨拶 | 小田 光宏 | 図書館学教育部会長・青山学院大学教授 |

第99回全国図書館大会福岡大会 申込専用ホームページ

https://amarys-jtb.jp/2013lib_fukuoka/

（申込締切：2013年10月15日（火）18：00）

編集担当 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学文学部 村上 泰子
Tel. 06-6368-0467 E-mail: yasuko@kansai-u.ac.jp